

◎議 事 日 程（第 2 号）

平成30年 9 月 6 日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 淵 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	島 田 浩 君
11 番	杉 村 義 仁 君	12 番	鬼 頭 勝 治 君
13 番	鷺 野 聰 明 君	14 番	山 岡 幹 雄 君
15 番	大 宮 吉 満 君	16 番	加 藤 敏 彦 君
17 番	真 野 和 久 君	18 番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	伊 藤 長 利 君	企画政策部長	山 内 幸 夫 君
産 業 建 設 部 長	恒 川 美 広 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市 民 協 働 部 長	奥 田 哲 弘 君	上 下 水 道 部 長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	中 野 悦 秀 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	服 部 芳 樹	書 記	近 藤 泰 史

午前10時00分 開議

○議長（鷲野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鷲野聰明君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することといたします。

最初に、質問順位1番の6番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

おはようございます。

台風が過ぎて、またきょうは北海道のほうで地震ということで、議員としてしっかりと防災の面も取り組んでいかなければならないなと思っております。しっかり頑張ってまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、私、愛西市民の声、吉川三津子として質問させていただきます。

日ごろから子供たちにツケを回さないというスタンス、そして日々の市民活動から、格差社会というものをひしひしと感じている一人として、本日は大きく3つについて質問させていただきます。

1つは、最近マスコミで報道がありました、元市議会議員と、そして福岡建設の土地改良区における贈収賄事件のこと、そして選挙公営費の適切な利用のこと、そして高齢者のこれからの生活のこと、その3つについて質問をさせていただきます。

では、まず最初に土地改良区の贈収賄事件についてお伺いをいたします。

土地改良区は旧4町村にそれぞれあるだけではなく、市町をまたがっての組織もあり、たくさんこの地域には土地改良区があります。そのうち、佐織土地改良区で、理事長が予定価格を教える見返りに業者から金銭をもらい、逮捕される事件が起きました。

土地改良区は、県や市などから補助金で多額のお金をいただきながら事業を行っており、私は、市の外郭団体とも言える組織であると考えておりますので、市の行政運営と同様の仕組みを持つべき組織であるというふうに思っております。

私は、土地改良区の事業計画の今までのプロセスや入札・契約の透明性については、今まで議会でも何度か取り上げ、入札結果のみずからの公表も求めてきましたが、市も土地改良区も腰が重く、一向に改善は進みませんでした。

そこで、お伺いをいたします。

県が決定した補助事業に対し、市も補助金を負担する、そういった県補助事業と、市のみが単独で補助をする単独補助事業が土地改良区にはありますが、市民の大切な税金を使うという意味で、それぞれどのようなチェックを市としてしてきたのか、お伺いをいたします。

2番目に大きな質問で、選挙公営費は適切な運用をということで質問をいたします。

これも私にとっては長年のテーマであり、私が活動する「女性を議会に！ネットワーク」でも長年取り組みを続けてまいりました。税金の使い方をチェックする議員になろうとする候補者は、選挙公営費は公費であるという自覚を持つが当然であり、ネットワークでは統一地方選を前に、一斉に9月議会でこの選挙公営費の問題に取り組んでおります。

市長・議員の選挙では、選挙カーの借り入れ、ガソリン代、選挙ポスターの制作費、運転手の人件費、選挙はがきの郵送代などの上限額を市の条例で定めて、市民の皆様の税金から負担される仕組みがあります。そして、この4月に行われた市議会議員選挙では、選挙カー借り入れのみしか公費負担がされないのですが、対象外の看板代や拡声機代も含めて、条例の上限額で請求したことが問題になり、上限額で請求した7名のうち3名が一部返還するということがありました。

しかし、私は2016年12月議会で、公費負担の上限額を上げる議案、条例の改正が上程されたとき、公営費請求に不正が多いことに警鐘を鳴らし、ただ一人この議案に反対をしております。このとき、反対討論の中で私は次のような課題を取り上げ、反対討論をしております。1つは、愛西市の条例の公費負担上限額は実勢価格とかけ離れて高いこと、そして選挙カーの借り入れにおいては、2014年の市議選で上限額を請求した候補者が25人中7名もいたこと、そして市議会の委員会でこんな質問をする議員がありました。車の借り入れの公費負担に拡声機は含まれるのかと、そんな質問を議員の中からされました。つまり、議員が公費負担の範囲を把握していないことがこういった質問の中から明らかになりました。

また、ポスターについては、愛西市のポスター公費負担額は先進地に比べて高く、候補者の3割の人が先進地の上限額を超える請求をしております。また、こういったポスター制作にかかわる印刷会社からは、公費負担の範囲で全部やりますよとか、そんなセールスをされたり、公費負担で全部やりますからねとか、後援会のリーフレットも含めて公費でやりますよとか、また、選挙公営というのは印刷屋も議員もほくほくですねと、そんな声が印刷屋さんの中からささやかれております。そして、こうした話だけではなく、堂々と条例を違反するようなチラシをまいている印刷業者もあるわけなんです。公費だからといって価格交渉もせず、うまく対象外の費用まで公費請求される可能性は、先進地の事例などからも、日本の中では明らかになっております。こういった警鐘は、もう既に私は鳴らしてきたはずです。

そして、改善策としてそのとき述べたのは、条例の上限価格を適正なものとするべき、そして公費の使われ方を透明にするために説明責任の果たせる内訳書などの提出を求めるべきと、その当時に提案をしております。ですから、今回の出来事は本当に残念な出来事であると私自身は思っております。

そして、選挙の前になると、かなりたくさん捨てたんですが、こんなパンフレットが候補予定者に届きます。きょう持ってきたのは本当に一部なんです。中にはひどいものがあるって、自治体によって選挙公営費が違うので、個人負担がそれによって変わりますよということがこのパンフレットの中に書かれているんです。つまり、上限額で業者として請求します。だから、条例によって皆さんの負担額は変わりますよと。本来ならば、車のリース代、誰が借りようとも一緒のはずです。公費負担の金額は一緒のはずです。ですが、こんなパンフレットが堂々と選挙の前には私たちのところに郵送で届くんです。山ほど届きます。

こういった状況を踏まえて、こういった問題が起きないようにするにはどうしたらいいのか、しっかり考えなければいけないと思っております。このパンフレットの中にも、選挙ポスターも、後援会のリーフレットも、選挙はがきも一括で請け負いますよ。名刺もつくりましますよ。その中で選挙ポスターだけきちんと明細を示して、公費負担分を示すような明細の提出を求めているかなければならないと思っております。

そこで、お伺いをしたいと思います。

候補者からの提出書類はどのようにチェックしてきたのか、また市として何が問題だったと考えるのか、説明を求めます。

最後に、3つ目でございます。

毎回3つ目になると、一般質問が1時間ですので、足りなくなって十分な一般質問ができませんが、再度この介護保険、高齢者がこれから、介護保険制度が改正されて、どんどんサービスが縮小されていく中で、どうやってこの地域で、1人になっても、お年寄りだけの2人暮らしでも、どうやって幸せに暮らしていけるのか、その問題についてお伺いをしたいと思います。

愛西市でも本当に独居の世帯がふえています。お年寄りだけの世帯がふえています。日中独居、若い人たちが働きに行く方がふえておりますので、日中独居の方もかなりの勢いでふえているというふうに思っています。こうした中で、国のほうは、要支援1・2を国の制度から切り捨てて、市の責任でこれから面倒を見ていきなさいという改正をしてくれていることは、何度もこの議会の中で申し上げてきております。

そして、この平成30年度から本格的に全国で市の責任で行う介護事業、総合事業が動き始めています。その中には、民間の事業所の力をかりるもの、そして住民主体で活動するもの、さまざまな活動でこの総合事業をつくっていかねばなりません。しかし、最近の全国の動きとして、この総合事業をつくるに当たって、民間の事業所が総合事業に加わらない、そんなことが起きています。国の発表では、全国の676の自治体で民間事業所が総合事業から撤退するような問題が起きてきています。そして、軽度の介護事業だけをしている民間の事業者は報酬が減っておりますので、経営が成り立たないということで、軽度の介護の事業所はどんどん倒産していつている現状があるわけなんです。

そして加えて、特別養護老人ホームには介護度3にならないと入れない。じゃあ軽度の人たちはどこへ行ったらいいのか、買い物などはどうしたらいいのか、本当に目の前に迫っている問題だと思っております。

そして、これからますますこの総合事業は活発にやっていかなければならないわけなんです  
が、この平成30年度に本格的にスタートしています。でも、29年度から愛西市は取り組みをし  
始めていただいておりますが、今後この2025年問題、目の前に来ているわけですが、どんな課  
題を今現在持っていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

大変たくさんの質問を用意しておりますので、3番目までちゃんと質問ができるように、少  
し短目に答弁いただけると助かります。よろしく願いいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、土地改良区の関係について御答弁をさせていただきます。

市の土地改良区への補助金の検査ですが、国・県の補助金を受けているものにつきましては、  
海部農林水産事務所が入札・契約などの経理関係及び工事関係の検査を行っております。検査  
合格後に市のほうへ実績報告書及び請求書を提出していただいております。それをもって合格  
としております。

また、市単独補助事業につきましては、緊急修繕等に支出されております。これにつきまし  
ては、随意契約となっております。工事検査につきましては、担当職員が検査を実施しており、  
工事内容、請書、支出調書、工事写真等の確認をしております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

今の答弁を聞いておると、県の事業で市が……。

〔「済みません、まだ一個しか答弁しておりません」の声あり〕

済みません、失礼しました。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、私から選挙公営費の適正な運用につきまして御答弁させていただきます。

まず、候補者からの提出書類のチェックにつきましてどのようにしたかといった御質問でご  
ざいますが、提出された書類につきましては、当然不備や記入漏れがないかどうか職員が複数  
人で確認をしている状況でございます。

また、市としての問題点につきましては、候補者説明会で詳細な説明をさせていただき、資  
料もお渡しをしておりますけれども、全ての候補者に内容についてよく理解がされていなかっ  
た部分があったかということが今回の原因と考えております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、私から介護予防ということでお答えをさせていただきます。

愛西市では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年度から実施しております。

2025年に向けて市としての課題ということでございますが、愛西市の2025年の高齢化率は  
32.3%で、総人口に占める後期高齢者の割合は20.3%になる見込みでございます。高齢化率  
が上昇するとともに、医療・介護・年金などの社会保障費の増加、少子・高齢化による高齢者  
を支える若者が減少するなどの問題が考えられます。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途  
に、住みなれた地域で自分らしく、暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、ボラン  
ティア活動や住民組織活動といった互助を含めた支援やサービスの提供体制の構築が課題にな

ってくると考えております。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

済みません、少し早まりました。

先ほど土地改良区の関係で、県のほうがチェックしているから、それに準じてというか、その資料をいただいてというお話があったわけなんですけど、県の事業であろうが、市のお金かなりの金額が行っているわけで、私にとっては県におんぶにだっこですかと言いたいわけです。

そして市の単独事業についても、多分、書類のチェック、現場のチェックはされているわけですが、こういった入札制度、この事業を行うに当たっての適正な業者の選定等については全く今までチェックはしてこなかったということでしょうか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

チェックはしておりません。実施報告書により、業者名が書かれておりますので、それで判断をしていたため、業者のチェックはしておりません。

**○6番（吉川三津子君）**

私、ずうっとこの土地改良区の入札については、議会の中でお話も聞き、私は公文書も実は古いものを持っているんですよ、平成24・25年の随意契約、そして指名競争入札の資料を請求して、いただいたことがあります。そこの中で見ると、この事件では平成28年の随意契約で10件のうちに、新聞では7件と言っていたんですけど、実際は昨日、10件のうち9件あったというお話が出ておりました。でも、この平成25年の随意契約では、もう既に福岡建設は9件中7件お仕事をしています。そして、平成25年度の契約金額の約4割をこの福岡建設が佐織土地改良区の仕事をとっているんです。こういったことは市のほうに資料として、どこの業者がやっているかということは出てきているはず。そこの中で、福岡建設がいやに多いなということに気づいて当たり前ではないかと思うんですけど、そういった不自然さについては感じられなかったのでしょうか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

福岡建設1社に固まっているという御質問ですが、改良区の職員にその点をお尋ねしました。業者については、すぐ動いていただける業者を選んでいたということでございます。

**○6番（吉川三津子君）**

それは聞いてということですが、市の責任として、市が持っている資料で、ここに福岡建設、福岡建設、福岡建設と並んでいるわけですよ、これ。私これは25年の分をいただいているから、この資料をもらったのは平成26年にきっていただいていると思うんですね。そういったところで、土地改良区以外のところに補助金を出すときって、かなり厳しいチェックをしているんじゃないかと思うんです。でも、なぜ土地改良区に対してだけは甘いのかと思ってしまいます。

市民の方にも言われました。こんなことは余り言いたくないですけども、部長クラスの方たちが土地改良区の事務局長、事務局のほうに天下りをされる、そして理事の中にも現職の議員がいらっしゃる、そんなところで甘いチェックになっているんじゃないかというような指摘もされているわけです。こういったものをチェックする仕組みというのは、今、土木課のほう

にはないということですか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

緊急工事につきましては、その都度改良区のほうから市の担当のほうにこのような工事をやりたいという問い合わせがあり、現場等を確認して行わせておりますけれども、ただ、業者については確認をしていないと。

そして、今チェックしているかという点につきましては、チェックはしておりません。

**○6番（吉川三津子君）**

土地改良区の補助の要綱なり条例なりいろいろあるわけなんですけれども、そうした中で1年ごとに報告義務があるわけです。そうした中で、どこに仕事を任せたかというのはきっと一覧表等が出てきているはずなんです。それが出されたままノーチェックで過ぎてきているのかなというふうに思いますので、その辺、要望ですけれども、きちんとチェック体制の仕組みをつくっていくべきではないかなというふうに思います。

それから、もう一点確認したいのは、今こういった談合があった場合、ちょっとおかしいなと気づいたら、公正取引委員会に報告する義務があるわけです。それは職員のほうに周知されているのか、それについてお伺いをしたいと思います。それは総務部長のほうよろしいでしょうか。市全体としてそういった仕組みができていいのか、お伺いをしたいと思います。

**○総務部長（伊藤長利君）**

申しわけございません、公正取引委員会への申し出というお話ですけれども、ちょっと今は資料を持ってございませんけれども、確かにそういった義務づけがされておるものであれば、やる必要はあるかと考えております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

きっと公正取引委員会が行政職員向けの談合防止の研修会等を開いていて、職員もきっと出向かれています。そういったことをしっかり職員間で周知しながら、常に談合を防ぐような意識を全職員が持つよう、周知のほうをよろしくお伺いをしたいと思います。

それから次に、新聞等では1回のこと書かれていましたが、過去にさかのぼってあるかもしれないし、これからどうなっていくか私もわかりませんが、補助金返還については一体どうなっていくのでしょうか。市のほうも補助金の返還を、きっと談合していればその分高くなっている、契約金額が。そこで市は損害を多少なりともこうむるわけです。県もそうだと思います。こういったことに対して、補助金の返還についてはどのような考えをお持ちなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

先ほどから談合というお話ですけれども、これにつきましては贈収賄ということですので、談合ではありませんので、よろしくお伺いします。

それで、補助金返還ということですが、当然、市としても補助金を出しておりますけれども、愛知県のほうも出してありますんで、愛知県のほうに確認したところ、補助金の目的及び設計・工事内容等には違法性がないということで、補助金返還には該当しないというこ

とでございますので、市としましても現時点では返還という考えは持っておりません。

**○6番（吉川三津子君）**

談合という言葉を使わせていただきましたが、競争入札の原理を脅かす行為ということで、これも予定価格を漏らしたりするという事は一つの談合であろうという意味で発言をさせていただきます。

そして、先ほど返還はさせないよという判断ということでお聞きをしたんですけれども、それは、きっと補助金の要綱の中でその事業が遂行されていれば補助金返還はさせないということなんですけれども、公正取引の関係、公取のほうの関係ですと、やはりこういった違法な契約があった場合というのは、それなりのペナルティーをかけて差額を請求するという事になっているのではないかなあということをおもうんです。これは、会計検査院が独占禁止法での契約書に、今回違約金条項があるのかどうかということによって、違約金条項があれば、やはり請求しなければいけないですし、なくても、違約金を請求し、国庫補助金などの返還を求めることを会計検査院は周知させているわけなんです。そういった補助金の要綱とは別に、この独占禁止法の観点から考えると、こういった場合というのは補助金返還を求めることになるのではないかと思います、その点の見解についてお伺いをしたいと思います。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

この事件につきましては、先ほども言いましたが、談合ではない。そして、国・県の補助を使ってやっておるおかげで、入札におきましては落札業者が決定されることから、今回の業者が必ず入札で落札されるとは限らないというふうに思っております。

ただ、今後は県の監査において返還請求があれば、市としても検討をさせていただきます。

**○6番（吉川三津子君）**

私が聞いていることとちょっと食い違いがあるかもしれませんが、ちょっと総務部長のほうにお伺いをしたいのは、市も契約するじゃないですか、いろんなところで。違約金条項は必ず定めていらっしゃると思います。こういった業者を決めるに当たっての不正があった場合、そういった場合というのはこの違約金条項に当たるのか、違約金条項をつけていない場合、どのように処理をされるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○総務部長（伊藤長利君）**

市といたしましても、先ほどの御質問にもございますが、契約上、不履行があった場合につきましては違約金は当然発生をいたします。それは条項のほうにも定めてございますので、その条項に合った形で返還を求める場合もございますし、重ければまた違った措置もございます。指名業者の停止の取り扱い要領等も定めてございます。今回につきましても9カ月の停止ということで、入札指名業者審査委員会で決定をしている状況でございますので、その内容に応じまして、そういった対応をしている状況でございます。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

ぜひこれをきっかけに、市のほうもある程度こういった場合どうするのかという仕組みというのは構築していくべきではないかなあというふうに思います。



独占禁止法の改正もあって、ばれる前に白状をすると罰金が安く済むとか、そんなことも最近では法改正の中に含まれているわけです。ですから、こういった独占禁止法の現状、そして会計検査院の考え方も踏まえて、ぜひ市のこれからの方針をきちんと定めていただき、それをやはり土地改良区のほうにも周知徹底をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○総務部長（伊藤長利君）**

市のほうといたしましても、監査委員の監査も入っておりますし、そういったことも鑑みて、今後も厳しく対応したいと考えております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

こういった事件が起きて、土地改良区の入札制度の至らなさというか、そうしたものも新聞の中で報道がありました。今後、市としてはどのように土地改良区の入札、契約に関する仕組みづくりにどのようにかかわっていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

改良区の入札・契約に関することについては、市を基準にさせていただき、改正できるところについては改正するように指示をさせていただきました。また、チェック体制を強化するようということでも指導をしております。

**○6番（吉川三津子君）**

具体的にどのような改正をさせるように指示をしたのか、またチェック体制としてはどんなチェック体制を整えようとしているのか、その点について一步踏み込んで答弁を求めます。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

改正でございますが、一つの例でございますけれども、市のほうにおいては、先ほど総務部長のほうから御答弁がありました業者選定につきましては指名審査委員会というものを設けておりますが、土地改良区に対しては、指名審査委員というものはありますけれども、指名審査委員会というものがございませんでしたので、これについては要綱を作成し、チェック機能を果たすようにということで指示をした次第であります。

**○6番（吉川三津子君）**

あと、先ほどお見せした、以前入手した公文書には立田・八開・佐屋についても資料があるんですね。そうした中で、やはり指名業者の選定についてもかなり偏りがあるなということも思うわけです。そういった部分について、佐織だけではなく、ほかの土地改良区に対しても同様の指示、改革が求められているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

今、議員がおっしゃったように、佐織土地改良区だけの問題じゃありません。事務をやっておるのは同じ人間がやっておるということで、3土地改良区も同時に見直すようにということで指示をさせていただきました。

**○6番（吉川三津子君）**

ぜひ本当にいい方向に、大切な組織だと思うので、透明性をしっかり持っていただきたいなあと思います。

それから、ずうっと私が言ってきた入札結果のみずからの公開、それも一步踏み込んでやられると思いますが、そういったことがとても大切だと思います。

そして、2010年にはこの土地改良区の理事などに議員を含めるべきではないという通知文が国から出ております。愛西市議会でも、農業委員には私たち議員はならないということを決めてきました。そして、さらにこれから土地改良区の改革が始まると、理事によるさまざまな事業の決定等もされていく中、またそういったことも土地改良区の理事に議員が含まれていいのかということも、議員の皆さんとともに考えながら改革を進めていかなければならないなというふうに思っております。ぜひ、私も一生懸命頑張ってまいりますので、よい形になるよう努力をしてまいります。

それでは、選挙公営の問題に移らせていただきます。

先ほど複数の人数でチェックしていますということをおっしゃったわけなんですけれども、ちょっと厳しいことを言わせていただきます。

1番目のものを映してもらっていいですか。

ちょっとごめんなさい、すごく小さいので申しわけないですけども、これはさきの市議会議員選挙と市長の一番新しい選挙の結果なんです。

一番上のところに上限額が、車の借り入れの上限額、そしてポスターの上限額が書いてあります。そして、車のところをずうっと見ていただくと、トヨタステーションワゴンとか、ちょっと斜めの字になっているんですが、トヨタバンとか、トヨタとかって書いてあって、車種が書いていないんです。これは情報公開請求で私は全部資料を入手して、分析等を全部させていただいたんですけども、これでじゃあ、車種がわからないのに、適正なレンタカーの料金なのかということが判断できるのかというところで、こうしたチェックの仕方というのは甘いのではないかなあというふうに思った次第なんです。またこれは後で答弁を求めますが。

あと、市議会選挙の公費負担の結果、ざっとは上げてあるんですけども、市はどのように、各候補者のトータル等いろいろされたと思いますが、さきの市議選の公費負担の結果と、そのデータ、トータルを公開しているか否かについて答弁を求めます。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、今回の選挙の公費利用の結果と公表につきましての御質問でございます。

候補者数24名中ですが、自動車の借り上げ請求では、レンタル形式の請求が15候補者、満額請求は11万600円で6名お見えでございました。うち3名につきましては後日訂正がありまして、差額を返還されております。また、最低額の請求につきましては4万9,140円でした。

次に、ハイヤーの方でございますけれども、1候補者ございまして、この方につきましては満額請求の45万1,500円でした。

また、燃料の請求でございます。これにつきましては16候補者でいただいております、最高額は1万7,025円、最低額につきましては7,517円といった結果でございます。

また、運転手の請求でございます。これにつきましては15候補者で、満額請求の候補者は8

万7,500円の方が14名お見えでございました。これにつきましても、最低額は7万円でございました。

次に、ポスターの作成の請求につきましては23候補者で、満額請求は37万6,740円でございます。これにつきましては1名でございました。また、最低額の請求は8万2,404円という状況でございます。

こういった結果を集約化してございますが、また公費負担額請求の総額でございますけれども、最高額の方につきましては82万8,240円の状況でございます。

また、公費利用の結果でございますけれども、公表は現在していない状況でございます。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

先ほど答弁していただいたんですが、同じように私も公文書の中から拾ったわけです。最高額が82万8,240円、そして最低が20万2,624円、なぜ同じような選挙をしながらこんな状況になっていくのか。これでいいのかなということも思っておりますし、そしてポスターについても満額の方が1名、そして上限額の約9割以上を請求されている方というのが10名いらっしゃるということでもあります。そういったところで、このチェック機能というのが本当に、書類上、チェックをしていらっしゃると思うんですけれども、働いているのかなあということがいささか疑問に感じるわけです。

車種についてもこのような現状でしたが、車種については書かなくてもいいという認識だったのか、その点についてだけちょっと確認させてください。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

まず車種の関係でございます。

トヨタと書いてございました。これにつきましては明らかに私どものチェックミスでございましたので、再度候補者に確認をとりまして、詳しい車種をお聞きした次第でございます。今後こういうことがないようにチェックをかけていくわけでございますけれども、候補者の御理解がいただければ、提出書類の際に、内容が確認できる資料並びにチェック表、そういった提出を考えておりますし、今後不適切な請求が行われないよう再発防止に努めていきたいと考えております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

ぜひチェックリストというのをつけていただきたいんです。よその市町で、これは日進市のチェックリストなんですけれども、ポスターの1枚の代金の算出の仕方ということで、数字を入れ込んでおくと公費負担の分がきちんと算出されるとか、きちんと車のところにも拡声機とか看板は入りませんよと明記されながら、価格を入れ込んでいくと公費の請求額が出てくるとか、そんなものが使われております。そういったものが必要ではないかなあというふうに思います。

それから、やはり今回こういった問題が起きて、後から候補者にアンケートというか、調査の書類が送られてきました。車についても、明細、必ず車を借りたときには、レンタカーが幾

ら、看板が幾ら、そして音響が幾らと、きちんとしたところはそういった明細を出してくるわけです。そういったものを添付でつけさせる、そんなことも重要ではないか。

もう一つの案としては、拡声機・看板、もうお持ちで自分でつけられる方があります。そういった場合は、看板はどうしましたかと、新しく購入しましたとか、拡声機は友達に借りましたとか、そんなチェックシートもいいのではないかなあというふうに思います。そういったものをつけさせ、添付を求めるということも大変重要ではないかというふうに思います。

また、選挙ポスターについても、条例の中ではきちんと印刷代と企画料が金額を分けて書いてあるんです。でも、報告をするときは全部一まとめで報告をするような仕組みになっています。そういったものも、発注するときには印刷代が幾らで、デザイン料が幾らで、写真の撮影費が幾らでという明細をきちんをつけるというようなルールも求めていくべきではないかなあというふうに思います。こんなことをほかの自治体でも今しているということを女性議会ネットの仲間から情報収集ができております。その辺のところの取り組みについて、今現在こんなことを考えているということがあれば、再度答弁のほうをお願いいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

私どもといたしましても、今回の事例につきましてチェックの漏れもございました。そういった状況が今後ないように、当然、選挙におけます公費負担につきましては、市民の方々の税金でございます。今以上に候補者等への適切な説明を詳細に行いまして、十分なチェック機能を果たして、公費負担の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

私は、この後、大切なのは条例改正だと思います。上限額が高いとどうしても不正が起きやすいというところで、適正な価格に持っていくということがとても大切だろうというふうに思っています。

こちらの3番目のシートのほうをお願いいたします。

いろんな市町村に条例があります。その中で上限額がついています。そして、看板の数は県の資料に載っていて、それで算出をしました。ですから、ポスターが1枚当たり幾らなのか、青い部分で条例から算出というところがあります。愛西市は126カ所で、計算すると1枚当たり2,989円、2,990円ぐらいに当たります。ほかのところを比べてみてください。その下の豊明市については1,629円です。ほとんど看板の箇所は変わりません。日進市についても1,829円、そして長久手については1,718円ということで、いかに愛西市がポスター代の上限額が高いのかということになります。

そして、この表の中で赤いところは、見直しということで条例改正がされ、上限額を下げているんです。でも、愛西市においてははずっと国政選挙に合わせる云々ということで、昔ながらの金額を守ることがされています。そこをやはり今の市場調査をして見直すべきと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

上限額の適正につきましては、私どもの市条例で定めておりますものが国の基準ということ

で、イコールになっております。各市町におきまして独自の条例改正を行い、上限額を下げている状況も把握はしてございます。

ただ、根本的なお話になりますけれども、選挙運動費用の制限といったものが法で定められていることもございまして、今のところ国の基準に沿った形で行いたいという考えでおりますが、これはあくまでも今の現状でございまして、今後そういった状況等も注視をさせていただいた中で、必要がございましたらば、条例改正ということも考えていきたいと考えております。

#### ○6番（吉川三津子君）

特にポスターについては、今、印刷の仕方も変わってかなり安くなっているわけです。そして、国政選挙と市議会選挙と、使う車も違ったりとか、活動の仕方も全く違うわけですので、その辺はもう一度考えていただきたいというふうに思っています。

そして、今回、ハイヤーを利用するという方がありました。今までほかの市町村では問題にならなかったのかということで、ネットワークの会議の中でも話題になりましたが、こういったハイヤーを利用するという候補者はいなかったもので、条例改正の中でも今までそれほど重要に考えてこなかったという話がネットワークの中でも上がりました。

でも、このハイヤーの代金には車の借り入れ、そして運転手、燃料代が含まれておりますので、本来このハイヤーの借り入れの上限額というのは、一般の車のレンタカーの上限、燃料費の上限、そして運転手の上限、それを足したものがこのハイヤーの上限額であるべきではないかということで、みんなで話し合いをしたところでございます。そういったところも一度考えていただいて、余りにも公費負担の差が、ハイヤー利用の方との差が発生する仕組みというのは矛盾をしているのではないかと思いますので、その辺についても検討をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。その辺、後でもう一度答弁を求めます。

そして、あと選挙結果の公開でございまして。豊明とか日進ではもうされていて、西尾はまたすごいんです。こういう冊子を出しているんです。選挙の結果が全部載っています。そして候補者の名前が全部明らかにされて、ポスターで幾ら請求したか、そしてガソリン代は幾ら、車は幾ら、候補者ごとに全部載っています。これだけではありません。収支報告書を選挙が終わると私たちは出すわけです。その中で、事務所代に幾ら使ったか、食事代に幾ら使ったか、そういった選挙に使ったお金を全て候補者の名前を示しながら全てを明らかにする、こんな冊子を西尾市のほうではつくっています。

そして、豊明と日進では、ここまではいきませんが、公費負担の候補者の名前を明らかにして明細を示し、市民の集まるコーナーに置くとか、市民がいつでも見られるような状況にしています。こういったことがやはり市民にとっては選挙を近く感じ、そして公費を適正に使っていくことになると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。その点、答弁を求めますので、よろしく願いいたします。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

公表についてでございますが、現在のところ愛西市では、法律での義務づけがないということで、公表はしていないという状況でございます。しかしながら、公表している自治体も多数

ございますので、先進市の自治体を参考にさせていただきながら、公表できるような勉強をしていきたいと考えております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

この西尾市はまだすごく、土地改良区の理事さんとか、そういった名簿、そして投票場ごとの時間別の投票率、そういったものが、これは28年、29年ですけれども、選挙に関するものが全てここに集約されています。140部これをつくられて、いろんな市民の見えるところに置かれているそうです。余りお金がかからないそうですので、ぜひ取り組みのほうはお願いをしたいと思います。

そして、最後に高齢者の問題に取り組みをさせていただきますが、民間事業所が大変厳しい状況になってくるということでもあります。今後、確保が本当にできていくと考えていらっしゃるのか、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

民間サービス事業所の受け入れの確保の件でございます。

要支援者・事業対象者が訪問型サービスA・通所型サービスAを利用する場合の報酬単価は、要介護の方が利用する報酬単価より低く設定をされております。人員基準等が緩和されており、ボランティアが補助的に加わった形でサービス提供をすることが可能となっております。現状では、要支援者・事業対象者がサービスの利用を断られたということはお聞きしておりません。1日の利用ができなくても、半日の利用ができれば受け入れ可能としている事業所もあるようでございます。

また、事業対象者の運動と機能訓練を中心とした通所型サービス事業所も近隣市には設置されておりますし、住民主体型の訪問型・通所型サービスBやサロンの設置も、徐々に進んできております。

要支援・事業対象者の受け入れ先につきましては、今後もできるとは思っておりますが、一方で、後期高齢者が増加していきます。また、人口減少ということで、介護職員の確保ということもございますが、介護サービス事業所とよく情報交換をしながら取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

#### ○6番（吉川三津子君）

いろんなところに私もこの高齢者の問題は勉強に行かせていただくんですけども、国の審議会の中では大変この介護事業所の経営が厳しくなるような審議がされておりますので、その辺にもしっかり目を向けながら、先を見越した総合事業をつくり上げることに努力をしていたきたいなあとというふうに思っています。私としては大変危機感を持っていますので、よろしくお聞きしたいと思います。

そして、これからも住民主体のサービスが市の総合事業の中心にならざるを得ないような、そんな時代に突入をしていくわけで、第2層のコーディネーターが今、市として選任が始まっていると思います。その中で私がとてもびっくりしたのは、1カ月に4万2,500円の給与だということなんです。私、国のほうで1自治体当たり1億円が来るよという話を聞いていたんですね。

それは一体何だろうと思って、やっとたどり着きました。

その中で、包括的支援事業、生活支援体制整備事業にコーディネーターの費用があるわけなんです。愛西市だと2,400万円来るはず、満額だと。そして、この4つのトータルで6,226万円来るはず。2,400万円来るはずのコーディネーター料金に、なぜ1人当たり4万5,000円のコーディネーターの単価になるのか、そのお金はどこへ行ってしまったのかと、とても不思議に思っているんですが、その辺はどうなっているのか、答弁を求めます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

平成30年度の生活支援体制整備事業の予算総額は777万8,000円で、生活支援コーディネーターに係る費用につきましては620万9,000円です。生活支援コーディネーターに係る費用のうち、416万9,000円が第1層生活支援コーディネーターに係る費用で、204万円が第2層生活支援コーディネーターの報酬でございます。第2層生活支援コーディネーターは日常生活圏域に1名、合計4名配置する予定でございます。1人にとすると、年額でございますが51万、月額にしますと4万2,500円という金額になります。この金額は第1層生活支援コーディネーター1人の年間報酬金額の4分の1を想定したものでありまして、その活動量といたしましても4分の1程度を見込んだものでございます。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

つまり、このお金を、これ以上一生懸命やってお金がかかるなら上乘せをしますよというのが国の方針なんです。愛西市はこの満額さえも請求していない状況なのか、その点について確認をさせていただきたいと思えます。

それからあと、いろんなこれから足の確保が必要になっていくわけで、今までも介護系のファミリー・サポート・センターの設立、そして松戸市での住民主体Bに移動を組み込んだ事例など紹介をしてみましたが、その点については市としての検討はどうなっているのか。一番期待しているのが高齢者の足です。そういったところについてどのように取り組みをされているのか、2点についてお伺いをします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、生活支援体制整備事業の金額が満額請求されているのかということでございますが、満額の請求ではございません。先ほども言いました額の請求というふうになっております。

また、ファミリー・サポートのような考えだと思います。こちらにつきましても、岐阜県中津川市が育児と介護のサービスということで取り組んでおられます。また、近隣市におきましても、そういった取り組みをしたいというようなこともお聞きしておりますので、そういったところと情報交換しながら、課題を整理していきたいというふうには思っております。

**○6番（吉川三津子君）**

これだけのお金をいただけるのにいただかないというのは、とても私としては納得のいかないところなんです。しっかりしたコーディネーターをつかって、住民主体をしっかりつくっていくということがとても大切だと思います。人材がないから月当たり4万ぐらいでいいのだという考え方は、なかなか成功には至らないのではないかと思います。その点について

てどうお思いなんでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それではお答えをさせていただきます。

第1層・第2層のコーディネーターの活動につきまして、活動状況や総合事業の進捗状況を踏まえて予算の検討をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○6番（吉川三津子君）

以上で終わります。

○議長（鷲野聰明君）

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鷲野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の7番・原裕司議員の質問を許します。

原裕司議員。

○7番（原 裕司君）

よろしくお願ひをいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私から大きく2項目のお尋ねをいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

さきに、私は4月に行われました愛西市市議会選挙での公約「心通う福祉、子育てから介護まで」を掲げて、市民の皆様の承認をいただき、この議場に立っております。また、伊藤選挙管理委員長から、当選授与式において、「公約は市民との約束です。約束は守ってください」とのお言葉をいただきました。その観点から、今回質問させていただきます。

大項目1つ目、学校教育における部活動の位置づけについて。2つ目が、愛西市自治基本条例であります。

では、1項目めの学校教育における部活動の位置づけについてです。

現在、子供たちの学力の低下を憂える声は強いが、それに劣らず、社会性、協調性、公德心、コミュニケーション能力なども不足して、深刻な問題であります。そうした子供たちの能力・特性の涵養に深くかかわっている地域や家庭の教育力は、昔に比べて落ちてきていることは誰もが認めざるを得ない現状であります。地域や家庭の教育力の低下は、都市化、少子化、共働きの増加などを初めとして社会全体での変化にも起因するため、必ずしも単に個人、家庭、地域の責任に帰することだけで解決する問題ではありません。言ってみれば、社会全体で解決しなければならない課題でもあります。地域や家庭の教育力の復活はもちろん大切ではありますが、現代社会においては、それらの復活にも限界を認めざるを得ないため、学校教育に依存せ



ざるを得ない現状ではないでしょうか。

学校教育の中で、子供たちのそうした能力や特性を涵養するキーとなるものとして、部活動・クラブ活動が重要ではなかろうかと考えております。しかし、部活動・クラブ活動については、学校教育の中での位置づけが必ずしも確たるものとして定着してきたこととは言いがたいこと、教員にとっても、どちらかという本務というよりは付加的に与えられた職務として受けとめられやすいことともに、処遇面、バックアップ体制なども不十分であること、サッカーや野球、楽器演奏などの分野で端的に見られるように、子供の技量の差が顕著で、指導が非常に困難さを増してきていることなど、解決すべき課題は山積しております。

こうした背景・経緯をひも解くと、昭和44年から平成元年までの学習指導要領では、教育課程のクラブ活動と教育課程外での部活動は区別されておりました。これは、週1回、授業の中で行うクラブ活動と、授業終了後、つまり放課後の部活動であります。平成元年の改正で、クラブ活動は授業の中で取り組まなくても、教育課程外活動の部活動をもって代替ができることになった部活動代替措置です。

その後、平成10年の改正で、必修科目であったクラブ活動が廃止されました。この背景として、従前の部活動代替制度によって部活動が盛んになってきたことや、地域の青少年団体やスポーツクラブなどに参加する生徒がふえてきたことが上げられます。

現在の中学校学習指導要領の総則第4の2項(13)には、部活動の意義や留意点について次のように規定されています。生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うことと規定されております。

また、第7節保健体育第3条第2項におきましては、学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などに関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意することと定めております。

学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技術や記録に挑戦する中で、生徒にさまざまな意義や効果をもたらします。スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。体力の向上や健康の増進につながる。保健体育科等の教育課程内の指導で身につけたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動の中で生かす機会になる。自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。自己の力の確認、努力により達成感、充実感をもたらします。互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

このように、運動部活動は各学校の教育課程の取り組みと相まって、学校教育が目指す「生きる力の育成」「豊かな学校生活」を実現させる役割を果たしていると考えられます。勝利を

目指すこと、今まで以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではありませんが、大会で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることのないようにすること、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導をすることが求められています。

しかし、昨今、教育環境、教育現場では大変厳しい状況にあります。教育現場から寄せられた指針では、中学校で部活の担当につくと、教師の忙しさにさらに拍車がかかる。平日は毎日6時半まで部活動、7時になってようやく職員室の机に向かって、教材の研究とか、ほかの事務の仕事が始められる。土曜日、日曜日は練習か、あるいは練習試合、夏休みもない。部活動から解放されるのは試験期間中だけ、その間は試験の問題づくり。試験が終われば部活動がスタートして、採点、成績評価もあると意見が寄せられております。

文部科学省の教員勤務実態調査によれば、通常期における中学校教員の平均値で、平日の残業時間2時間26分のうち、部活動が26分を占めています。こうした労働時間の問題を解決するためには、部活動指導も含めた教員の増員や、授業・校務分掌の負担軽減など制度的な対策が必要であるが、時節柄それが難しいとなれば、外部協力者の活用とか、組織的な保護者会の整備を求めるなどの側面支援も考えられます。

また、教育振興基本計画の中で、部活動の審議では、部活動を学校の教育の一環として位置づけたということで、全ての教員がそれにかかわるべきかということ、決してそうである必要はなく、教員以外に部活動をきちんと担う技術的指導を行う外部人材、スタッフをそろえることや、対外試合の引率を初めとする責任者も、教員以外の職員を配置することで対応していくことも重要ではないか。さらに、部活動専門スタッフを入れ、教員は授業に集中してもらおう。その上で部活動顧問をやりたい教員には、過重な負担とならないよう支援や配慮をした上でやっていただく。その場合でも、部活動の休日、週休日の代替などのルールを整備した上でやるべきと意見が出されております。

学校教育の一環と位置づけた部活動は、学校教職員で対応することも大切ですが、多忙化した職員の負担軽減を図るためにも、地域の資源、人材の資源を活用する必要があるのではないかと考えております。

そこで、お尋ねいたします。

愛西市の教育現場の現状と取り組み、生徒数減少による部活動の運営、教員の負担軽減について答弁をお願いいたします。

また、愛西市6中学校の部活動の種類、それに対する顧問の人数、運動経験・指導経験も踏まえて答弁をお願いいたします。

次に、2項目めの愛西市自治基本条例についてお尋ねをいたします。

この条例は平成27年4月1日から施行されており、市民が主体の自主自立のまちづくり、愛西市自治基本条例、大変すばらしい条例であります。

自治の基本的な考え、第3条の市民主権では、地域でできることは地域で行う。第21条、市長は、コミュニティーの形成に向けて、一定のまとまりのある地域の市民が、互いに協力し、

みずから地域づくりに取り組むための最も身近で公的な自治の単位の設置について、地域と協議し実行していく、このように定めております。私自身も、地域の住民が協議・協力をし合い、物事を進める地域づくりは、子育て支援や在宅介護にとっても大変必要になってくることだと考えております。この条例につきましては、心通う地域づくり、心通う福祉を総括するものだと思います。

そこで、お尋ねいたします。

条例制定の経緯及び条例制定前と条例制定後の地域でのコミュニティー活動団体や協働・市民参加の現状、条例の啓発の取り組みについて答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、1点目の御質問について御答弁をさせていただきます。

まず、市内中学校の部活動の現状でございます。

現在の市内6中学校の運動部活動は56、文化系は12、計68部活となっております。

運動部活動は、野球（男子）、サッカー（男子）、バスケットボール（男女）、バレーボール（男女）、卓球（男女）、ソフトテニス（男女）、ソフトボール（女子）、ハンドボール（男女）、剣道（男女）、柔道（男女）、水泳（男女）がございまして、運動部活に対する顧問の数は94名、運動経験につきましては、各教員さまざまかと思っております。指導経験につきましては、1年から長い方で再任用の方の35年、平均しますと5年ほどとなります。

次に、生徒数減少による部活動の運営につきましては、平成28年12月時点、運動系は58、文化系13の71部活がございました。現在と比較いたしますと、運動系で2、文化系で1、計3部活が減となっております。生徒の減少により、今後、廃部・休部となる部活もあるかと考えております。

それから、顧問教員への負担軽減につきましては、スポーツ庁が示す運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインにより、昨年と比較し負担軽減が図られていると考えております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

私からは、自治基本条例に関する御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の条例制定の経緯でございますが、愛西市に限らず、全国的に少子・高齢化や人口減少の進行により、行政を取り巻く環境は大きく変化しているところであります。また、高度化・多様化している市民ニーズに対応するためには、市民と行政が互いに尊重し合い、役割分担をする新しいまちづくりやルールが求められております。

そのような中、平成24年に市民の手で自治基本条例を策定するという理念のもと、策定市民委員会が発足し、委員みずからの勉強はもとより、グループワークやワークショップを重ね、素案を策定されました。市といたしましては、原案を尊重した上で議会に条例案を提出し、議会の審議を経て、平成27年4月1日に施行したものでございます。

続きまして、2点目のコミュニティー活動団体や協働・市民参加の状況につきましては、条

例制定の前後で大きな変化はまだ見受けられません。市の対応であります。市の最上位計画でございます第2次愛西市総合計画を自治基本条例に基づき策定し、この4月にスタートしたところでございます。

計画の策定に当たりましては、条例の基本理念に基づき、市民の皆様の市への思いや考えを反映するため、さまざまな機会を通して市民参加による計画づくりを行ってまいりました。市民との協働でつくり上げました計画は、市民や職員の意識改革に大きくつながっていると思っています。また、主要な施策を行っていく上で、個別計画を作成し事業に取り組んではおりますが、それぞれが総合計画と整合性を図りながら、自治基本条例を遵守したまちづくりを行ってまいります。

次に、3点目の啓発活動でございます。

条例そのものの啓発といたしましては、策定時におきまして市民向けの講演会を開催するなど、広く周知をしてまいりました。現在は年4回広報「あいさい」に関連記事を掲載しております。また、元策定市民委員の有志の皆さん方により、市内6校の中学2年生を対象とした出前授業を毎年実施していただいております。自治基本条例の趣旨や内容を知ってもらうとともに、青少年が積極的にまちづくりに参加してもらうことを目指し、活動をしていただいております。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

愛西市自治基本条例の答弁でもありましたけれども、この条例に基づき作成された第2次愛西市総合計画、この計画を支える各種計画の趣旨を抜粋しますと、社会や産業構造の変化により、家庭のきずなや地域のつながりが希薄になっており、子育てや介護・介助などの支援を必要とする人や家庭、困り事や悩み事を抱える人がふえてきている。大切なのは、一人一人がお互いを尊重しながら、助ける人、助けられる人という一方的な関係でなく、持ちつ持たれつ、お互いさまという対等な相互の関係を築くことです。そのために、全ての住民が主体となり、自分ができる小さなことを地域に少しずつ広げ、一人一人が地域の担い手となることが必要。

また、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯も、認知高齢者も増加していることから、地域における支え合う重要性が高まってきている。地域住民同士が声をかけ、見守り等の活動、支え合いによる地域づくりが必要。地域の問題を我が事と捉え、地域全体で解決していくことの土壌づくりが必要。人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体に行っていくのを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てにかかわりを持ち、次世代を担う子供の健全育成を図ることが、このまちの成長につながると記載されております。

以上のような計画の趣旨を市民の皆様の理解、協力を得ながら進めていただき、心通う地域にしていきたいと、このように思っております。

では、部活動について再質問させていただきます。

ここで、中日新聞の平成29年11月26日朝刊の掲載、「変わる部活動、外部指導員の制度化」

を紹介させていただきます。

犬山市では、中学の運動系の部活で16年前、吹奏楽部では15年前に、教育委員会が学校に外部の指導者を派遣する制度を導入した。顧問が得意でない競技や楽器を教えるのに、学校外の力をかりようと始めた。市内には中学校が4校あり、運動部の指導者は40人、1人が1カ月3回程度指導し、市は1時間当たり2,000円を支払っている。吹奏楽の指導者派遣では年間に延べ約150人、ただし指導者は顧問の補助と位置づけて、単独で試合などの引率はできない。

日本中学校体育連盟によると、全国で約3万人が中学の外部指導者として登録している。ほとんどが犬山市と同じ位置づけで、部活動に対し無報酬の自治体もある。ここ数年、教員の多忙化が指摘され、部活そのものが要因の一つとされている。文部科学省が4月に公表した教員勤務実態調査で、中学校の教員の土・日の勤務時間のうち、部活動に費やす時間は1日2時間10分、10年ほど前から倍増した。増加の要因の中で突出している。

こうした状況を受け、文部科学省は動き始めた。3月、一般的な外部指導者より一步踏み込み、顧問も務められる、試合などの引率もできる外部の指導者を部活動指導員として制度化をした。その上で、同省は8月、30年度予算の概算要求に部活動指導員の費用15億円を盛り込んだ。市町村が指導員を非常勤として任用し、その費用の3分の1を国が補助する。同省は、文化系も含め、初年度は約7,100人の配置を想定し、4年計画で予算を拡充し、33年度に約60億円を補助して1校当たり3人の配置を目指す。熱心過ぎる外部人材が顧問になって、部活動が過熱することを防ぐため、休養日の設定など部活動の適正化をする自治体に補助先を限定する。

県で予算をつけた山梨県の自治体など、既に部活動指導員を配置した市町村もあるが、多くの市町村は、来年度の国の予算化を待っている。各市町村教育委員会は、条件を満たすように、休養日を盛り込んだ部活動ガイドラインを定めるなど準備を進めている。犬山市も、文科省の部活動指導員の導入に向けて準備中。部活動により深くかかわる外部の人材により、教員の負担を減らし、指導員の指導の質もさらに高めたいと。

名古屋市では、一般的な外部指導員に加え、26年度から教員と同じように生徒の引率もできる非常勤職員、外部顧問を中学校に派遣、文部科学省の部活動指導員を先取りする。

現在、文化系を含め、小学校の13の部活、中学校の161の部に外部顧問と教員の顧問がいる。教員の異動の都合で部が廃部になるのを防ぐ制度だが、教員の負担軽減策の色合いも濃くなってきている。市教育委員会によると、教員がふなれな競技などの指導を一人で抱え込まなくてもよくなった、精神的な負担が減ったなど、おおむね好評と言ひ、顧問派遣の要請はふえている。最近では外部人材の確保が新たな課題になりつつある。予算と人材の確保が必要だと結んでおります。

運動部活動の場において、毎年、指導者による体罰の事案が報告されております。平成24年12月には、体罰を背景とし、高校生がみずから命を絶つ痛ましい事案が発生しております。報道されている日大アメフト部の指導者の問題も同様かと思ひます。このような事件、事故など責任問題等が発生する場合もあるかと思ひますが、名古屋市、犬山市も外部指導者を採用されております。部活動外部指導者を導入するに当たり、メリット・デメリットはあるかと思ひま

すが、将来的に学習指導要領に記載されている地域・社会資源を活用しなければならない時期に来ているのではないかと思います。

紹介されたこの制度を愛西市ではどのように考え、この先の展望についてもお聞かせください。また、外部協力者である部活動外部指導者、外部指導員についてもお願いをいたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

外部指導者等の協力確保、連携につきましては、今後本市でも取り組んでいくべきと考えております。ただし、指導時間、平日の夕方の4時ごろから6時まで2時間という時間に来ていただけるのか、また学校の部活動の指導者としてふさわしいのか、人材確保についてさまざまな条件を確認する必要があると考えております。

また、導入する場合の校内体制の整備につきましては、制度を導入した効果等、他市の動向を見ながら、制度の活用が生徒たちのよりよい成長や教員の負担軽減に寄与するかについて検討を重ね、進めていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

地域事情によって部活動外部指導者の登録、そして確保というのは大変困難も予測されておりますけれども、愛西市に登録されている各種団体の活用も検討する必要があるのではないかと思います。例えとして野球、ソフトボール、サッカー等の協会と調整し、土曜日・日曜日に中学校へチームを、あるいは責任者を派遣し、技術的な指導を含め、練習や試合をすることで補うことができるのではないかと考えております。

また、平日の部活動の時間帯では、教員を目指す大学生に登録をしてもらい、外部指導者の経験をすることで、今後の生徒への指導能力を身につけていただけるいい機会になるのではないかと、こういったような形で人材確保の方法もあるかと思います。

私の知る限りでは、市長は以前、少年野球の指導者として子供たちの育成にかかわっておられました。教育部長は、現在もテニスの指導者として地域のスポーツ振興にかかわっておられます。このような考え方を持っておられる市民の方々もおられると思いますので、ぜひ啓発活動に力を入れていただきたいと思います。

私は、学校教育の一環である部活動である以上、適正な規模で部活動を運営しなければならないと思っております。今後、児童や生徒が減少することで、部活動自体が廃部・休部に追い込まれる事態だけは避けてほしいと思います。現在、立田・八開地区小・中学校統廃合、小中一貫教育について、保護者の皆様、地域の方々に説明会を開催されておられますが、人間形成にとって重要な部活動も含め、子供たちの教育にとって必要な選択であることを理解していただけるよう、継続的に保護者の皆様や地域の方々に説明をお願いいたします。

私も市議会議員の責務として、責任を持って市民の利益のために活動をしてまいります。次世代の子供たちのためにも、ぜひよろしくようお願いいたします。

これで質問を終わります。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

7番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後12時45分といたします。

午前11時42分 休憩

午後0時45分 再開

○議長（鷺野聰明君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の5番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松幸雄議員。

○5番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私からは子供たちが安心・安全に暮らせる環境づくりを急げ、ピロリ菌の除菌で胃がんの撲滅を、中央図書館指定管理者制度導入後の評価はこの3点をテーマに質問をさせていただきます。

まず初めに、子供たちが安心して登下校できる環境づくりについての質問です。

さて、まだ記憶に新しい平成30年5月7日、新潟県新潟市において、下校中の7歳の女子児童が友人と別れ自宅へ向かう途中に殺害され、未来あるとうとい命が奪われるという痛ましく許しがたい、通学路等においての子供が被害者となる凶悪犯罪事件が発生しました。従来、登下校時における子供の安全を確保するための対策については、地域の子供は地域で守るという観点から、地域の現場において多岐にわたる努力がなされてきましたが、地域の安全に大きく貢献してきた既存の防犯ボランティアが高齢化し、担い手が不足しているという課題があります。加えて、共働き家庭の増加に伴い、保護者による見守りが困難となっている上、放課後児童クラブ等において放課後の時間を過ごす子供が増加し、下校、帰宅等のあり方が多様化していると考えられます。したがって、従来の見守り活動に限界が生じ、地域の目が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子供が一人で歩く一人区間等において見守りの空白地帯が生じています。この見守り空白地帯における子供の危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であると考えます。

政府においては、今回のような事件が二度と発生しないよう対策を強化することは、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識のもと、5月18日、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議が開催され、従来のお取り組みを検証した上で、今般、登下校防犯プランが決定しました。登下校の安全対策については、これまで地域の主体的な取り組みに委ねられてきました。子供の被害は、登下校時、特に午後3時から6時の下校時間帯に被害が集中している点や、登下校を見守る担い手の高齢化など、全国共通の課題は少なくありません。登下校時の子供をどう守るかは国を挙げて取り組むべき課題であり、この点で政府が具体策を示した意義は大きいと思います。今回のプランで注目したいのは、住民の高齢化や共働き家庭の増加により、地域の目の行き届かない見守りの空白地帯がふえていることを重視している点であります。

具体的な対策として、プランでは、防犯カメラの設置を国が支援する、政府の施策や各地の先駆的な取り組みを紹介する登下校防犯ポータルサイトの新設、地域安全マップづくりを初め、防犯教育の充実などを掲げております。とりわけ学校や保護者、地域住民らによる通学路の緊急合同点検が盛り込まれたことは重要で、ことしの9月末までに点検を終え、不審者が身を潜めやすい場所といった危険箇所を確認し、警察や防犯ボランティアらが重点的にパトロールを行うとあります。実際、ある自治体では、数年前から見通しの悪い公園や駐車場といった危険箇所のパトロールを集中的に続けたところ、犯罪認知件数が大幅に減少するという成果があらわれたといえます。また、今回のプランでは、ウォーキングや買い物、犬の散歩のような日常活動の中で行う「ながら見守り」の推進を明記されていることは、担い手の裾野を広げる試みとして期待したいと思います。あらゆる知恵を絞り、大人が子供たちの安全を守っていかねなければなりません。

そこで、学校や保護者、地域住民らによる通学路の緊急合同点検をことしの9月末までに終えることになっておりますが、現在の進捗状況及び具体的な対策についてお尋ねいたします。

次に、6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿永小学校において、プールのブロック塀が40メートルにわたって通学路に倒壊し、登校中の4年生の女子児童がその塀に挟まれて亡くなるという痛ましい事故が発生しました。ブロック塀は、基礎部分を含め高さが3.5メートルで、建築基準法施行令の高さ制限2.2メートル以下を超えており、高さ1.2メートル超えの場合に必要な補強用の控え壁もありませんでした。このことを受け、文科省が全国の学校の安全状況を緊急調査したところ、約4分の1に当たる1万2,640校で建築基準法に適合しない危険な塀があることが判明し、うち約8割の1万122校が発覚後に撤去するなど応急的な対策を講じてきました。もともとブロック塀などのない学校は全体の60.2%で、ブロック塀などのある学校のうち約6割以上に問題があったこととなります。

調査は、国公立の幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校など計5万1,085校を対象に、6月19日時点のブロック塀と石、レンガづくりの塀の設置状況、7月27日までに目視による外観の点検結果や応急対策などを尋ね、危険な塀がある1万2,640校を見ると、高さが2.2メートル超えのブロック塀など、建築基準法施行令に適合しなかった塀があったのは1万199校、劣化や損傷が見られたのは7,473校でした。愛西市においても、小・中学校5校の7カ所で現行の建築基準法に適合していないブロック塀が見つかり、愛西市教育委員会はいずれも8月末までに改修する方針を固めました。市教育委員会によると、立田南部小、立田北部小、八輪小、勝幡小、立田中の5校、高さ1.5メートルから3メートルで基準を超す高さだったり、高さが1.2メートル超えの場合に必要な控え壁がなかったりしました。そこで、市教育委員会は、いずれも8月末までに改修する方針とのことでしたが、その後の進捗状況及びどのような改修が施工されたのかをお尋ねします。

公共施設の点検作業は当然進めなければならなりません。民間の施設や住宅に設置されているブロック塀も実態を調べて、万全な対策を急がねば登下校の安全は確保できません。近隣自治体でも、民間の建物に設置されているブロック塀の撤去、改修に係る費用を補助する制度



の導入が進んでおります。愛西市でも、民間の通学路に面している民間建築のブロック塀等を撤去する際に、工事費用を補助する制度がいち早く導入されましたが、補助はいつから始まり、どういったことが補助対象になり、1件当たりどのくらい補助があり、どういった方法で周知していくのかをお尋ねいたします。

次に、安心・安全に学べる環境づくりをについて質問をいたします。

豊田市立梅坪小学校で、7月17日に校外学習に参加した小学1年生の男子児童が教室に戻った後に意識を失って救急搬送され、重度の熱中症である熱射病で亡くなりました。子供は、体温調節機能が発達しておらず熱中症になりやすく、今回のような痛ましい事故を二度と起こさないために、炎天下での屋外活動は原則中止にするなど、賢明な判断が必要となってきます。事故があった当日は、愛知県には高温注意情報が出されており、豊田市では校外学習が行われた午前10時以降、環境省が公表する暑さ指数が最も高い「危険」となっていました。同指数の「危険」と「厳重警戒」は、全ての生活活動で熱中症になる危険性があるとされるレベルでありました。学校側は、校外学習を中止しなかったことについて判断が甘かったとしましたが、同様の事故は全国どこの学校でも起こり得ることです。

文科省は、学校での熱中症対策を徹底するよう通知しました。また、亡くなった児童の教室にはエアコンが設置されていませんでした。今回の事故を受け、豊田市は、小学校へのエアコン設置を前倒しすると発表をいたしました。これに影響され、近隣自治体でも教室へのエアコン設置前倒しが進み、愛西市でも児童・生徒の熱中症を防ごうと、来年6月までに音楽室などの特別教室及び、既に整備を終えている佐織中学、休校中の立田南部小福原分校を除く17小学校の200教室を対象として、小・中学校の全普通教室にエアコンを整備することが決まりました。しかし、これだけのエアコンの設置には数億円の費用が発生いたします。そこで、数億点程度を見込む設置費用の財源についてをお尋ねします。

次に、ピロリ菌の除菌で胃がんの撲滅をについて質問をさせていただきます。

この4年間で1万2,000人の命を救った、胃がんの主な原因であるヘリコバクター・ピロリ（ピロリ菌）研究の第一人者として知られる浅香正博北海道医療大学学長は、ピロリ菌が引き起こす慢性胃炎に対する除菌治療に健康保険が適用された2013年以降、国内の胃がんによる死亡者数は着実に減少している。費用負担が大幅に軽減され、これまでに約600万人が治療を受けたといいます。以前、5万人のほぼ横ばいで推移してきた年間の死亡者数が、昨年は10%減の4万5,000人ほどに、胃がん対策の主流だった検診による早期発見、早期治療の二次予防から、発がんの原因を抑える一次予防への転換が成果を上げ始めたと言える指摘をしております。日本人の罹患率が最も高い胃がん、除菌による予防効果に加え、胃内視鏡検査（胃カメラ）が胃がんの早期発見、治療に結びつくなど命を守る取り組みは着実に進んでいる。国内で年間約12万人に発生し、約5万人が亡くなるという胃がんの98%は、ピロリ菌感染による慢性胃炎が進行したものと考えられております。国内のピロリ菌感染者は推定約3,500万人、水道など衛生環境の整っていない時代に幼少期を過ごした中高年者以上の年齢層に多く、除菌については、以前は、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などに症状が進んでいないと保険適用ができませんで

した。早期胃がんであれば、内視鏡手術などで90%以上が助かり、症状が進んでからの開腹手術は傷口が大きく、入院も三、四週間にわたりますが、内視鏡手術であれば傷は小さく、入院も3日程度で済みます。浅香教授によりますと、無症状なのにピロリ菌検査を受けに来た30代女性から、内視鏡で早期のスキルス胃がんが見つかった事例もあるといます。スキルス胃がんは若い女性になりやすく、症状が進行してから発覚し、半年から1年後に亡くなるケースが多く、対策が進めば、5年後の20年には死亡者を3万人まで減らし、医療費も2割から3割は抑制できると予測しております。その上で、慢性胃炎も早期胃がんも自覚症状がないので、ぜひ一度検査を受けてほしい。ピロリ菌感染がなければ安心できるし、除菌すれば胃がんのリスクが3割から5割減る。胃潰瘍など胃の病気も8割以上は予防できると訴えております。そこで、愛西市において、胃がん検診の対象者、検診内容及び受診率についてお尋ねをいたします。

最後に、中央図書館指定管理者制度導入後の評価についてお尋ねいたします。

2017年に、愛西市中央図書館の指定管理者として指定された団体はまちづくり津島であり、この団体は、2007年度から津島市立図書館の運営を指定管理者として行っています。同一のNPOが複数の自治体で図書館の指定管理者となるのは初めての事例であります。津島市と愛西市は隣接しており、医療・福祉面で海部圏域として広域圏を形成するなど、住民生活の面で関係が強く、このような背景がある地域において、同一のNPOが複数の自治体の公立図書館を運営することは、利用圏域の拡大など、利用者サービス面においても、また職員の人事交流など経営面においても利点があると推測されます。

実際に、愛西市中央図書館において、指定管理者による運営を開始した2017年4月から、津島市内の名古屋鉄道津島駅構内に設置している津島市立図書館の図書返却ポストについて、愛西市図書館の図書も返却できるサービスを開始しており、地域に根差した図書館経営の今後のあり方を示唆する事例とも考えられます。そこで、中央図書館に指定管理者制度を導入後の利用状況についてお尋ねいたします。

以上で一括質問を終わり、順次再質問をさせていただきます。それぞれ御答弁をよろしくお願いたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、順に御答弁をさせていただきます。

まず1点目、登下校防犯プランについてでございます。

現在、国から登下校防犯プランに伴う通学路における緊急合同点検等実施要領が示されております。登下校防犯プランの内容につきましては、スクールガードの養成、子ども110番の家、防犯教育、不審者情報の共有及び迅速な対応など、現在、当市でも実施されていることも含まれておりますが、これらの対策をさらに強化し、地域における連携、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備、改善、見守りの活性化、危機回避に関する対策の推進を進めていくこととされております。現状におきましては、通学路の危険箇所等の洗い出しをする準備をしている段階でございますが、的確な情報把握をして、状況に応じた具体策を講じ、このプランに基づく子供たちの安心・安全を確保していく考えでございます。

2点目に、ブロック塀の関係でございます。

進捗状況につきましては、5校7件の案件につきまして7月中に撤去を完了し、8月中に改修は完了しております。内容につきましては、4件は撤去、残りの3件は撤去の後にフェンス等を設置しております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、民間ブロック関係についての補助制度についてお答えをさせていただきます。

倒壊、または転倒のおそれがあるブロック塀や組積造の塀ですけど——この組積造というのはれんがや石のことを指します——の撤去に対し、10月から施行できるように補助制度の創設の準備をしております。補助要件は、道路に面する高さが1メートルを超えるもの、擁壁の上にある場合は、擁壁の天端から高さが60センチメートルを超えるブロック塀等の撤去工事に対して補助をするものでございます。

補助金につきましては、ブロック塀等の撤去に要した経費の、撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じた金額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、1件当たり10万円を上限としております。また、補助金額は20件分で総額200万円を計上させていただきました。

撤去制度の周知につきましては、本議会議決後にできるだけ速やかに回覧文書、広報、ホームページなどで周知をしてみたいと考えております。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

エアコン設置の財源についてでございます。

学校施設環境改善交付金、公共事業整備基金、合併特例債などを予定しております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、私のほうからは、胃がん検診について御答弁させていただきます。

胃がん検診は、国が策定したがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に沿って実施をしております。実施内容は、40歳以上を対象とする胃部エックス線検査及び50歳以上を対象とする胃内視鏡検査を行っております。ただし、胃内視鏡検査は個別検診——医療機関での検診でございますが——のみで実施し、2年に1回とさせていただいております。平成29年度の胃がん検診の受診率は21.4%でございました。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

中央図書館に指定管理者制度を導入後の利用状況についてでございます。

平成29年度の利用者数は、入館者数9万4,226人、貸し出し人数4万3,541人、貸し出し点数17万9,259点でした。入館者数は、平成28年度と比べまして4,650人の増となり、大幅にふえております。貸し出し人数は58人増、貸し出し点数は3,942点の増という状況でございます。以上です。

#### ○5番（高松幸雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

ブロック塀については、設置されてから長期間経過しているものも少なくなく、現在の耐震基準に合っているかどうか、いま一度再確認を急いでほしいと思うものであります。もし、不適合だったり劣化が進んでいけば、災害時のけがの原因となったり、最悪な場合は、人命を奪う凶器となることは間違いありません。また、避難や救助活動の妨げにもなりかねません。倒壊のおそれのある塀の所有者に対して、危険性を伝えるのは自治体の責務であるとも考えます。法律で定められた点検ポイントを所有者に理解してもらい、耐震診断の実施を促す取り組みも進めるべきと考えます。子供はもちろん、大人の命を守るためにも、安全対策を強化していただくことを強く要望いたします。

それでは、登下校防犯プランの内容に、スクールガードの養成ということがありますけれども、スクールガードの活動状況、活用内容、登録・募集方法、それぞれの地域にスクールガードは存在しているのかどうかお尋ねをいたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

スクールガードは、子供たちの登下校時や学校内における安全確保のために活動をしております。学校によっても、スクールガードによっても活動の仕方は違いますが、児童・生徒の見守りを中心に活動をしていただいております。スクールガード、見守り隊など、名称はそれぞれでございますが、小学校区ごとに構成されており、登録は各学校で行っていただいております。以上でございます。

#### ○5番（高松幸雄君）

先ほども申し上げましたけれども、高齢化が進んでおまして、スクールガードのほうもなかなか確保が難しいというふうに考えておりますが、これからはやはり、先ほど説明させていただきました「ながら見守り」ということも一つ視野に入れていけばいいのかなというふうに感じております。

それでは、子ども110番の家について、他市では、防犯訓練として実際に訓練をしているようですけれども、愛西市では訓練等を実施しているのかどうか、お尋ねをいたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

110番の家を利用した防犯訓練は、現在は実施しておりません。

#### ○5番（高松幸雄君）

それでは、北名古屋市の五条小学校では、通学中の子供らを見守る子ども110番の家を生かした防犯訓練にと、1・2年生の児童を対象にして、グループでの下校中、児童が不審者に声をかけられたとの想定で、子供たちは背後から近づいてきた不審者役の警察官に、何か食べに行こうなどと声をかけられると、子ども110番の家ののぼりがかけられた理髪店に駆け込み、店主らに不審者役の服装や逃げた方向などを伝え、店主が通報したという訓練が実施されました。愛西市でも、実践の訓練をぜひ取り入れてほしいと思います。

続いて、愛西市内の小学校では、防犯教育の授業を実施しておりますか、お尋ねいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

防犯教育につきましては、防犯教室という名前でそれぞれの学校が毎年、不審者、薬物、携帯モラル、飲酒、たばこ等のテーマを決めて行っております。平成29年度もそれぞれの学校が最低1回は実施しており、延べ39回実施されております。以上です。

**○5番（高松幸雄君）**

碧南警察署では、登下校防犯プランの一環として、児童の犯罪被害を防ごうと、県内で初の高浜市翼小学校と通学路の危険箇所の緊急合同点検を実施いたしました。不審者情報があった場所と通学路近くの死角になりやすい3カ所を事前に学校が選び、児童と教職員や保護者、地域住民らが通学路と周辺を歩いて点検、防犯カメラの設置状況や子ども110番の家の確認もしたそうですので、愛西市にもぜひ取り入れていただきたいなと思います。

続いて、NPO法人が実施している防犯教室を行った学校があると聞きましたけれども、どういった経緯で実施に至ったのかをお尋ねいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

当市におきまして、小学校2校がこのNPO法人の実施している防犯教室を行っております。ただ、この教室につきましては、NPO法人が自己団体の防犯教室事業を拡充していくために、無料で試行的に行ったということもお聞きしております。この事業を市として取り入れていくに当たっては、実施の有無を含めて、今後検討する必要があると考えております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

このNPO法人の防犯教室については、私も見せていただいたんですけども、やはり子供が本当にそういった場があったときにどうしたらいいかという実践的な訓練でありました。今回は、無料で実施させていただいたということでありましたけれども、ぜひこちらのことをまた引き続き、愛西市としても実施していただければいいなあとというふうに思います。

それでは次に、小学校低学年の子供に多くの役割を期待するのは現実的ではないんですが、子供自身にも発達の段階に応じて、危険予測、回避能力を身につけさせるための防犯教育を行うことは不可欠であり、地域安全マップづくりや防犯教室等を通じ、子供に危険予測、回避能力を身につけさせる実践的な防犯教育を推進していくことも重要だと思いますので、また前向きに検討をお願いいたします。

では、不審者情報として、学校でメールを配信していると聞いておりますが、情報の主な内容及び登録状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

学校の防犯メールの登録者数でございます。

平成30年8月現在で、保護者、教員、交通指導員、スクールガードなど4,921件の方が登録をされております。情報内容といたしましては、子供に声をかける、子供にいたづらをする、子供を追いかけるといった事案が大半を占めております。以上でございます。

**○5番（高松幸雄君）**

こういった防犯に関しての保護者、教員、交通指導員、スクールガードが共有することは非常に大事なことだと思っておりますので、もっと普及することを期待いたしております。

続きまして、学校から距離のある自宅周辺で子供が一人で歩く一人区間があると聞いておりますけれども、愛西市ではどのように対処していくのかをお尋ねいたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

下校につきまして、一人空間ができることについては、物理的にやむを得ないという考えは持っております。しかしながら、登下校時の安心・安全の確保は重要なことであると考えております。現在、各学校では、防犯教室の実施、自己防衛、入学時の防犯ブザーの配付など児童・生徒に対しまして防犯意識を高めるような指導をし、保護者に対しましても防犯に対する啓発などをしてしております。登下校時につきましても、スクールガードに対する防犯意識を持つての活動依頼や、地域住民に対しての見守りの周知、防犯情報の提供などの対策をとっております。今後も、これらのことを強化しながら、児童・生徒が一人区間においても安全に下校できるように、地域の方々を含め、考えていかなければならないと思っております。以上でございます。

#### ○5番（高松幸雄君）

昔、私も質問させていただきましたが、最後は結局一人になるということがあると思います。そういった意味で、先ほどから申し上げる「ながら見守り」、要はウォーキングや買い物や犬の散歩などといったことで自然に見守りができるという環境づくりが大事だと思いますので、またこちらのほうをぜひ参考にさせていただければと思います。

最後になりますけれども、中部電力が新たなサービスとして、愛知、岐阜、三重の3県の自治体や商店街向けに電柱にカメラを設置して、街頭での防犯につながるサービス、m i m a m o r i - p o l e というものを始めると発表いたしました。道路などでの公共空間を撮影、録画する、現場で何らかの事件が起きたときは無線LANを使って、パソコンやタブレット端末に映像をダウンロードできるカメラの設置、点検、機器保証などがセットで、利用料はカメラ1台で22万2,000円から、2年目以降は、運転保守費が1台につき年2万5,800円かかるそうですが、犯罪抑止に効果があるのではないのでしょうか。これに対してどうこうというわけではございませんが、新たに中部電力がこういったサービスを始めたので、またこちらも参考にさせていただければありがたいなと思います。

続きまして、安心・安全に学べる環境づくりについての再質問です。

愛西市教育委員会は、市西部の7小・中学校を今後統合し、立田中学に小中一貫校を設ける方針を固めており、順調に統合が進めば、各学校のエアコンが必要なくなる可能性もありますが、7小・中学校を含めた全校にエアコン設置を決めた理由についてお尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

ことしの猛暑に関しましては、午前中より30度を超えるなど異常とも言うべき状況であり、猛暑は一つの災害として捉え、今の状況は放置できないという考えから、エアコン設置の方針を固めました。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

日永市長は、猛暑は一つの災害、エアコンがない学校も多く、今の状況を放置できないと報道があり私は感動しました。市長は常々、何事にも命にかかわることが最優先と言っており、ここでこの判断をしていただいたことに深く感謝を申し上げます。

最後に、非構造部材、洋式トイレの工事を優先的に進めてもらっていましたが、残りあとどのくらいの件数があるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

非構造部材耐震工事は10件、トイレ改修工事は14件残っております。

○5番（高松幸雄君）

今回、エアコンの設置最優先ということでしたいただきましたけれども、洋式トイレの改修工事、こちら私も早く進めていただきたいなあというふうに思いますので、できるだけ同時進行でやっていただければありがたいなあというふうに考えております。

次に、ピロリ菌の除菌で胃がんの撲滅をについて再質問であります。

今年度から始まった胃がん検診の内視鏡検査について、費用と自己負担額をお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

平成30年度から、海部医師会及び津島市医師会と1件当たり1万6,528円で契約を締結し、実施をしております。

なお、70歳未満の受診者には2,900円、70歳以上の受診者には1,500円を徴収させていただいております。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

今年度から、内視鏡検査も血液検査も近隣自治体で導入したということで、先ほど申しあげましたピロリ菌検査をあわせてしていくと、胃がんの予防に大変効果があるのやないかというふうに思っております。

それでは次に、ピロリ菌検査の費用、除菌費用、検診回数、35歳・40歳を対象にこれを実施した場合の費用についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

ピロリ菌の検査方法でございますが、血液検査、呼気検査、尿検査及び検便検査など、さまざまな方法がございます。愛知県内でピロリ菌検査を導入している自治体に確認しましたところ、医療機関における血液検査において実施した場合の契約単価は1件当たり4,634円であり、検査回数は1人当たり1回とされておりました。また、薬剤による除菌治療の契約単価は1件当たり8,803円でした。先ほどの契約単価をもとに、平成30年4月1日現在における35歳人口572人、40歳人口798人、合わせて1,370人を対象にピロリ菌の検査を実施した場合の費用につきましては、約630万円になるものと考えております。以上です。

○5番（高松幸雄君）

先ほど胃がん検診の受診率をお伺いいたしましたけれども、例えば胃がん検診率と同率で、このピロリ菌検査を受診した場合の費用についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

平成29年度の受診率を適用した場合、約136万円になるかと考えております。

○5番（高松幸雄君）

今の胃がん検診の受診率から考えると、大体、胃がん検診を受診した人がピロリ菌の検査を受けるのではないかと私は考えておりますので、今の136万円という金額が高いのか安いのかというところになりますけれども、こちらのほうも健康を推進している愛西市でありますので、ぜひ検討をしていただきたいなというように思います。

では、最後になります。

近隣自治体でピロリ菌検査を導入している自治体はありますか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

愛知県が実施した調査結果によりますと、愛知県内では13自治体、具体的には岡崎市、半田市、春日井市、碧南市、蒲郡市、犬山市、東海市、大府市、知立市、高浜市、大口町、幸田町、設楽町でピロリ菌の検査が導入されております。近隣市町村では導入はされておられません。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

今現在は13自治体、三河のほうが進んでいるようですけれども、尾張のほうも愛西市が率先してやることによって、ほかにも進んでいくのではないかと思います。そういった意味でも、ぜひこちらのほうを検討していただければというふうに思うんですけれども、それについて、市長の考えについてお尋ねいたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

ピロリ菌の検査及び除菌につきましては、現在、議員も御承知のとおり、国におきまして有用性、安全性などが検討されているというふうにお聞きしております。特に、安全性につきましては、我々としてはしっかりと担保されなければならないというふうに思っておりますので、費用の助成につきましては、国の動向やその検討会の結果を見ながら、対応を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

先ほどのエアコンも命にかかわることでもございました。今回のこのピロリ菌の除菌、検査ということも、また命にかかわる問題でもございます。ただ、まだ国のほうの動向ということでございますので、ぜひその辺が決まりましたら、愛西市が率先していただくことを期待いたしております。

続きまして、中央図書館指定管理者制度導入後の評価について再質問をさせていただきます。指定管理者として指定された団体、まちづくり津島で新しい試みはありましたか、また市民



からの評判はどうか、お尋ねいたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

新しい試みとして、まず開館日数の増加がございませう。開館日数が286日と、12日ふえましました。これは、以前休館しておりました祝日を開館することになったための増加でございませう。

次に、開館時間の延長です。開館時間が通年6時までとなり、1時間長くなりました。

次に、津島駅のブックポストです。津島駅構内のブックポストに本の返却ができるようになりました。平成29年度の返却冊数は827冊でございませう。

次に、月刊図書館新聞「はすみん」の発行でございませう。愛西市中央図書館の機関紙として、月刊図書館新聞「はすみん」を発行、市に全戸回覧のほか、小・中学校、児童館、保健センター、公立保育園、私立幼稚園に掲示用を配付されておられます。

それから、歴史講座まち歩き、これにつきましては、愛西市の歴史に関する講座やまち歩きが開催されておられます。

次に、団体貸し出し配送サービス、これは団体貸し出しで、団体貸し出し配送サービスを実施、対象は小・中学校、公立保育園、幼稚園、児童館、子育て支援センターでございませう。借りたい本を施設へ配送し、回収するサービスでございませう。

市民からの評判についてでございませう。

祝日開館、6時までの開館は、大変市民の皆様にご喜ばれておられます。歴史講座まち歩きは非常に人気でございまして、毎回参加者が多数でございませう。また、団体貸し出し配送サービスは、忙しい先生方に大変好評だと聞いておられます。

12月に行われましたアンケートでは、「全体的な雰囲気がいよいい」が82.9%、「職員への対応も満足」が78.1%ということにございませう。以上でございませう。

#### ○5番（高松幸雄君）

中央図書館の指定管理者制度については、いろいろと直営がいいんじゃないかという意見も多々ありましたけれども、今回に関しては、NPOに指定管理者制度が導入され、津島との連携も図って、名鉄の津島駅で本を返せるといった、827冊という実績も出てきました。そういった意味では、今回に関してはよかったんじゃないかなというふうにご思っておる次第でございませう。

やはり、何でもそうでございませうけれども、直営か指定管理者制度を導入するかというのは、これからもいろんなところで検討はされていくと思ひませうけれども、できるだけ民間でできる、ノウハウを生かしたことを利用していければいいのかなというふうにご私は考える次第であります。

先ほど、団体貸し出し配送サービスということが出てきましたけれども、この団体配送サービスというのはどういふサービスなのかを一つお尋ねいたします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

この団体貸し出し配送サービス、対象は、先ほどもちょっと御答弁しましたが、小・中学校、公立保育園、幼稚園、児童館、子育て支援センターで、希望をされた本をこの指定管理者がそ

それぞれの施設に配送をし、また回収をするというサービスでございます。以上です。

○5番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

管理が指定管理者になって利用者が戸惑っているかとか、そういった意見はないかお尋ねいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

貸し出し等の基本的な部分に変更されておられませんので、そういった御意見等は伺っておりません。以上です。

○5番（高松幸雄君）

今回に関しては、子供が安心・安全に暮らせる環境づくり、またピロリ菌、胃がんの撲滅という点、それとあと中央図書館の指定管理者導入についての、今回は実績についてお伺いさせていただきました。愛西市もまだまだいろんな課題をたくさん抱えておりますけれども、一つ一つ私たちは議員として、市民の方々が本当に幸せだというような暮らしが送れる、そういった機能をしっかりとしてまいりたいと思いますので、これからもまた一般質問等をしっかりとさせていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鷺野聰明君）

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は1時45分といたします。

午後1時33分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の16番・加藤敏彦議員の質問を許します。

加藤敏彦議員。

○16番（加藤敏彦君）

きょうは通告に従いまして、3項目の一般質問を行います。

1つは佐織土地改良区の贈収賄事件について、1つは防災対策について、1つは交通安全対策についてです。きょうの質問は、吉川議員、また高松議員と重複するところもありますが、御了承いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、1項目めの佐織土地改良区の贈収賄事件についてでありますけれども、7月21日、佐織土地改良区の太田芳郎理事長が収賄容疑で逮捕をされ、8月10日に起訴されるという事件が起きました。太田氏は、佐織町時代には長く町議会議員を務め、議長職も経験している方です。また、愛西市議会においても、総務委員長や議会運営委員長を務めた先輩議員です。また、地元の古瀬町では、自治会の役員を務め、リーダー的存在でした。今回の汚職事件は、佐織地区においても、古瀬町においても大きな衝撃であると同時に、土地改良区事業や市議会への信頼

を失うことが心配されます。市長は、今回の佐織土地改良区の汚職事件について、どのような見解をお持ちでしょうか。報道によりますと、太田理事長は、2000年3月から佐織町議会議員のときから、18年間理事長を務めておりますが、このように長く続いたことが事件の原因なのか、市長として何が原因であったとお考えでしょうか。

次に、2項目めの防災対策についてお尋ねをいたします。

一昨日は、25年ぶりに非常に強い勢力の台風21号が日本を襲いました。最大瞬間風速は58.1メートルで史上1位を記録、富士宮市では1時間に120ミリの雨が降るなど、記録的短時間大雨情報が続々発表されました。人的被害としては、死者が11名、68名がけが、そして物的にも関西空港が閉鎖になるなど、大きな被害が出ております。愛西市においても、1,700戸が停電になったと聞きました。市民生活に影響が出ております。そして、この台風の前には、大阪北部地震、西日本豪雨災害、そしてけさは北海道での地震が起きております。災害に対する市民の意識は大きく高まっており、そして防災対策についても、その対策が強く求められております。今回は、防災対策として、ブロック塀の対策と豪雨災害の対策を中心に質問をいたします。

まずブロック塀の問題では、6月18日に発生した大阪北部を震源とする最大震度6弱の地震で、小学校4年の児童と高齢者が倒壊したブロック塀の下敷きになり亡くなりました。日本共産党愛西市議団は、6月22日に5項目の申し入れを市長に行いました。1つは、学校施設を初め、公共施設の危険箇所を明らかにし、早急に撤去、改修をしてください。2つ目には、通学路の調査においては、コンクリートブロック以外にも、れんが、大谷石などの塀についても危険を調査してください。3つ目には、通学路の危険がわかったら、早急に経路の変更など対策をしてください。4つ目には、民間ブロック塀の撤去、改修を促すために、ブロック塀撤去費用助成制度をつくってください。きょうはこれを踏まえて質問をさせていただきます。

次に、3項目めでありますが、交通安全対策についてお尋ねをいたします。

市民の方から、勝幡駅西の丁字路、踏切から北の丁字路、どちらが優先かわからない。一旦停止線をつけてほしいとの声が寄せられております。市の対応を求めます。

以上、一括質問とさせていただきます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは最初に、私から御答弁をさせていただきます。

まず、1点目の佐織土地改良区の事件につきましては、まずあってはならないことであり、非常に残念であるというふうに思っております。今回は、土地改良区で起こった案件ではございますが、当然、市といたしましても大変な問題視をしております。倫理を守って適切な運営をしていただくよう意見もさせていただいております。あと、あわせて、二度とこういった事件が起こることのないよう、市といたしましてもチェック体制を強化し、細かな部分についても適切に指導をしていきたいというふうに思っております。

あと、原因につきましては、やはりまず第1点は個人の倫理、モラルの問題であろうというふうに思っております。あとは、組織としてのチェック機能がしっかりと果たされていなかったんではないかというふうに考えております。以上でございます。

**○総務部長（伊藤長利君）**

それでは、私からは、公共施設のブロック塀の点検と対策につきまして御答弁させていただきます。

公共施設のブロック塀など、敷地内の工作物につきまして、大阪北部地震後、速やかに市内公共施設の敷地内工作物の現況確認を実施しております。その中で、危険箇所の有無を点検いたしました。市内235施設を調査いたしまして、そのうち、ブロック塀につきましては、小学校で5校、霊園で2園の計7施設でございました。霊園につきましては、危険性が低いことから対応はしておりませんが、学校敷地にありますブロック塀につきましては、7月末までに撤去を完了している状況でございます。以上です。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

それでは、私のほうから、民間ブロック塀のまず点検と対策ということについて御答弁をさせていただきます。

6月29日、愛知県、市町村及び建築関係団体により塀の安全対策に係る緊急会議を実施しております。また、7月中に県と市との合同で調査を実施いたしました。そのほか、ブロック塀の安全対策に関するパンフレットを窓口に備えつけるとともに、8月広報の配付にあわせて、自己点検表チラシを全戸回覧させていただきました。また、住民の問い合わせに対しては、簡易な確認方法や点検の仕方のアドバイスに努めるほか、相談、調査などについては、県や建築関係団体などと連携を図っていきたいと考えております。

次に、撤去の助成の関係でございます。

地震により倒壊、または転倒のおそれのあるブロック塀の撤去に対して、補助制度の創設を準備しております。補助要件は、道路などに面する高さが1メートルを超えるもの、擁壁の上にある場合は、擁壁の天端から高さが60センチメートルを超えるブロック塀等の撤去工事に対して補助をするものとしております。補助制度は10月から施行とし、補助額につきましては、1件当たり10万円を上限に10件分を予定しております。

次に、勝幡駅西の丁字路の関係でございます。

前にも議会で答弁させていただいておりますが、津島警察署と協議している中で、踏切が近いということで、一旦停止などの規制はできないということでありました。交通安全対策として、カラー舗装、交差点マークなどの対応をさせております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

それでは、1項目めの佐織土地改良区の件について再質問をいたします。

太田氏と愛西市の関係についてお尋ねをいたしますが、愛西市での役職は現在あるのでしょうか、また事件後、どうなっているのかお尋ねをいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

市の役職ですが、有識者として都市計画審議会の委員となっております。また、農業振興地域整備促進協議会においては、都市計画審議会の代表者として委員となっております。事件後についても、現時点では委員となっております。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

愛西市の役職については、都市計画審議会と農業振興地域整備促進協議会の代表という形ですが、現在も委員ということですが、そのままでいいのか非常に疑問があるわけですが、今後どうするのかについてお尋ねをいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

現時点でのことですが、今、本人と会えない状況であります。現在、顧問弁護士と相談をしているところであります。

○16番（加藤敏彦君）

現在相談中ということで承ります。

次に、佐織土地改良区で太田氏が長く理事長を続けた理由は何でしょうか。他の3つの土地改良区はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

太田氏は、平成12年3月20日から佐織土地改良区の理事長に就任をされており、理事の互選によるものでございます。また、佐屋土地改良区の理事長は平成30年4月4日から、立田村土地改良区理事長は平成26年2月21日から、八開村土地改良区理事長は平成21年3月4日からそれぞれ就任しております。

○16番（加藤敏彦君）

太田氏の佐織土地改良区の理事長の任期というのは、他の3土地改良区の理事長と比べても、長い方の倍近い方というのは非常に特異な状況のように思います。佐織土地改良区の理事長をやめられたという報告を受けましたが、その後の理事長職はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

新理事長でございますが、8月21日に理事会を開催して、恒川利彦氏に選任されております。

○16番（加藤敏彦君）

新理事長に恒川氏が選任されたということですが、どのような経歴を持ってみえる方かわかりましたらお伺いしたいと思います。

○産業建設部長（恒川美広君）

詳しい経歴はちょっとわからないんですけども、元県の職員だというふうには聞いております。

○16番（加藤敏彦君）

次に、土地改良区の事務所についてお尋ねをしますが、職員体制は何人でしょうか。その中に、市役所出身の職員はいるでしょうか、お尋ねいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

全職員は合計で7名でございます。そのうち、市役所の出身者は2名ということでございます。

○16番（加藤敏彦君）

7名のうち2名が市役所の出身だということですが、聞くところによりますと、事務局長は市役所のOBの方、元部長の方が務めてみえたと聞いておりますが、このような事件を防ぐことができなかつたでしょうか。事件を知つてみえたということはなかつたでしょうか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

職員に聞いたところ、防ぐことはできませんでしたと聞いております。

**○16番（加藤敏彦君）**

次に、土地改良区の会計決算についてお尋ねをいたしますが、平成26年度から、今年度は予算ですが、30年度までの内訳はどうであったのか、それから農家の負担金、国・県、市の負担金はどういう割合になっているのか、お尋ねをいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず平成26年度の収入の決算総額でございますが、8,221万5,257円です。収入の割合ですが、組合員が5.1、市が33.5、国・県が47.6となっております。繰り越しが13.8となっております。

続きまして、平成27年度の収入の決算総額でございますが、7,143万8,475円でございます。収入の割合でございますが、組合員4.9%、市が38.2%、国・県が40.5%、繰越金が16.4%でございます。

次に、平成28年度の収入の決算額でございますが、9,156万6,513円。収入の割合ですが、組合員4.6%、市38%、国・県が44.7%、繰越金12.7%。

平成29年度の収入の決算総額でございますが、9,843万7円。収入の割合でございますが、組合員4.5%、市39%、国・県が44.5%、繰越金が12%。

平成30年は予算になりますが、収入の総額1億1,004万5,000円。収入の割合が組合員3.9%、市36.1%、国・県50.9%、繰越金9.1%でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

ありがとうございます。

今、部長のほうから報告された数字を見ますと、土地改良区の予算のうち、市と国・県の割合を見ていきますと、平成26年度が81.1%、平成27年度が78.7%、平成28年度が82.7%、平成29年度が83.5%、平成30年度予算が87%と、8割前後が税金で運営されているのが土地改良の事業であります。ですから、市として、こういう汚職事件を未然に防ぐことはできなかったのかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

市としましても、未然に防止することはできませんでした。今後、改良区に対してチェック体制の強化を図るよう指導しております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

では次に、土地改良区の会計についてお尋ねをいたしますが、予算審議の状況、決算審議の状況、監査の状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

佐織土地改良区の自治会で、総代会において予算決算の審議が行われ、幹事会により監査が

行われております。

○16番（加藤敏彦君）

土地改良区の事務所でお話を聞きますと、愛西市の4土地改良区で予算決算の仕方が違うというふうに聞いたんですけども、どうでしょうかお伺いしたいです。

○産業建設部長（恒川美広君）

4土地改良区とも、理事会、総代会で審議しているということでございます。

○16番（加藤敏彦君）

土地改良区の事務所で伺ったら、佐織、佐屋は予算決算を同じ1回でやっている。それから、八開や立田は予算と決算、春と秋で分けてやっておると。大分、姿勢が違うなあというふうに思ったんですけども、なぜ佐織土地改良区は予算決算審議を分けていないのか、そこが少しひっかかったんですけども、どうでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

予算と決算につきましては、確かに同日付でやっておりますけれども、議案としては別で取り扱っております。

○16番（加藤敏彦君）

先ほど、この土地改良区の収入の8割が税金だと。例えば愛西市議会で、予算と決算は1回でいいんだというふうになったら事件だと思うんですけど、やはりそういう考え方、姿勢がここには欠けているというふうに私は個人的には思うわけですけども、そういうのも含めて、指導される、チェックを強化されると言ってみえますので、私は見ていかなければいけないというふうに思います。

次に、県の指導についてお尋ねをいたします。

報道によりますと、2014年、是正指導が行われておりますけれども、改善の効果はなかったんでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

是正の関係でございますけれども、平成28年2月24日の理事会によりまして、平成28年3月17日の総代会において規約の改正について議決され、改善がされたところでございます。

○16番（加藤敏彦君）

改善がされたという答弁ですけども、県の指導で改善がされても、例えば平成27年度の随意契約は福岡建設に偏っていることが報告されておりますけれども、問題にならなかったんでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

この件につきましては、職員から聞き取りをしたところ、緊急修繕を行う必要があります、すぐに行う必要があるため、対応できる業者に発注したと聞いております。

○16番（加藤敏彦君）

非常にすっきりしない部分がありますが、次へ行きます。

この汚職事件で、愛西市への影響はあったのかをお尋ねいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

直接的な影響はございません。土地改良区の信頼回復のため必要な指示をし、報告を求めてまいりたいと思っております。

○16番（加藤敏彦君）

信頼回復ということが本当に重要になってくると思います。

次に、今回の汚職事件は、収賄側の太田氏と、そして贈賄側の福岡建設によって事件が起きておりますけれども、業者に対してはどのような処分をされたのか確認をさせていただきます。

○産業建設部長（恒川美広君）

7月24日に、愛西市発注業務指名停止等取扱要領に基づき、指名審査会で9カ月間の指名停止処分となっております。

○16番（加藤敏彦君）

この福岡建設への処分ですけれども、一番重い処分がされたのかどうか、お尋ねをいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

今回のケースは、愛西市発注業者指名停止等取扱要領では、指名停止期間が3カ月以上9カ月以内となっております。会社の役員という立場から、適正な処分の9カ月とさせていただきました。

○16番（加藤敏彦君）

一番重い処分でなかったということですか、もっと重い処分もあるということですか、ちょっと確認をしたいんですけど。

○産業建設部長（恒川美広君）

この指名停止要領の中には、例えば代表者かとか、今ここで申し上げた役員がありますけど、それぞれちょっとずつ違います。ただ、今回、先ほども御答弁させていただきましたけれども、この場合は3カ月から9カ月ということで、会社の役員の立場ということで9カ月とさせていただいたところでございます。

○総務部長（伊藤長利君）

済みません。私から、今回の発注業務の指名停止等取扱要領の適用の方法でございますけれども、今回の贈賄容疑、これは本当に罪が重いということで、今回の規定の中で9カ月という一番重い箇月をやっておりますけれども、このほかにも、特別にまた極めて悪質な事由がある場合は、それをふやすこともできるといったことも書いてありますので、よろしく申し上げます。

○16番（加藤敏彦君）

規定の中で一番重い処分に当たるんだということを確認させていただきます。

次に、汚職事件が起きた佐織土地改良区についての処分はあるのか、これまでどおり補助金を出していくのかについてお尋ねをいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）



現時点での処分は考えておりません。補助金につきましては、市からの指摘事項等を確認後に、土地改良事業の円滑な運営を行っていただくため交付する考えであります。

○16番（加藤敏彦君）

今、部長の答弁で、現時点での処分は考えていないという答弁がありましたけれども、処分の可能性があるのか、どんな場合には処分が行われるのかについてお尋ねをいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

どんな場合が処分対象かでございますが、補助金の目的外使用、補助金の算定基礎に不正があった場合は補助金の返還となります。

○16番（加藤敏彦君）

次に、再発防止についてお尋ねをしますが、今後、信頼を回復していくことが重要になってまいります。市としてどのような再発防止対策を求めていくのか、お尋ねをいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

今後、工事等の入札、契約に関することについて、市を基準にさせていただき、改正できるところについては改正するように指示をさせていただきました。また、理事会、幹事会のチェック体制を強化してもらうよう指導しております。

○16番（加藤敏彦君）

佐織土地改良区の随意契約について、特定の業者に偏っていたということが問題になっておりますけれども、こういう事業は市が担当することはできないのでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

やはり、土地改良区の施設については土地改良区の対応というふうに考えております。

○16番（加藤敏彦君）

愛西市には、4つの土地改良区があります。他の3つの土地改良区では問題がなかったのか確認をしたいと思います。

○産業建設部長（恒川美広君）

他の3改良区につきましても佐織土地改良区と同様に、市の指摘事項を検討いただき、4土地改良区の事務事業の統一を職員で協議するように提言をさせていただきました。

○16番（加藤敏彦君）

愛西市になりまして10年以上たつわけですけれども、土地改良区については、4つの土地改良区で運営されていると。なぜ、この4つの土地改良区が統合できないのかという疑問があるんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

統合となりますと、管理施設、財産等が違うことから、合併は難しいと考えております。

○16番（加藤敏彦君）

愛西市には、土地改良区のない地区があるというふうに聞いておりますけれども、どのように対応されているのか、またこの地区が土地改良区がない地区なのか、お尋ねをいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

まず、土地改良区以外については、市で対応して工事などを行っております。また、改良区がないというところにつきましては、西條・東條町地区、江西町地区、北河田学区、あと海部幹線水路への排水区域などとなっております。

**○16番（加藤敏彦君）**

佐織土地改良区の汚職事件についてお尋ねをいたしましたけれども、最初に市長が言われたように、個人のモラルの問題と組織のチェック機能の問題ということだと思いますが、組織のチェック機能については私たちの努力で改善できるので、ぜひ市としても土地改良区のチェック機能を高めるように御努力いただきたいと思います。

次に、2項目めの防災対策について質問をさせていただきます。

今回、ブロック塀の目視の資料が回覧で回りました。市民の方から、点検はどこをお願いしたらいいのか、費用はどのくらいかかるのかの問い合わせがありました。担当課にも問い合わせがあったと思いますが、どうでしょうか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

ブロック塀の点検費用についてでございますが、建築関係団体においても制度を検討しているところがございます。また、問い合わせ等もございました。たしかブロック塀の問い合わせについては、13件ばかり問い合わせがあったというふうに思っております。

**○16番（加藤敏彦君）**

私に問い合わせがあった方は、安全点検で建築事務所をお願いすると7万かかると、びっくりしました。でも、命にかえられないので考えてみますとの返事でありましたが、今回、ブロック塀撤去に対しての助成をされますが、ブロック塀の点検費用も助成の対象になるように検討していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

国などの制度はなく、市においても、点検についての制度は考えておりません。専門的な判断が必要とされる部分の点検については、施工した業者さんに確認をしていただくことが有効かなあというふうに思っております。

**○16番（加藤敏彦君）**

部長は、施工された業者に確認ということですが、本当に市内の特に団地などを見ていただきますと、住宅の境界にブロック塀で境界があったり、ブロック塀で道路際にあたりして、何十年もたっていると、業者の連絡先がわからない場合も出てきますので、新築して年数がたっていなければそういうことも可能だと思いますけれども、やはり老朽化しているブロック塀の対応という点では、やはり点検もこの対象になるということをぜひお願いしたいと思います。

それから、今回は、予算200万円が計上されておりますけれども、申し込みが多い場合、補正予算を組む考えがあるのかお尋ねをいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

当然、多ければ補正予算の対応も考えていきたいと思っております。

**○16番（加藤敏彦君）**

部長から心強い答弁をいただきましたので、ぜひ市民の要望が多い場合は対応していただきたいと思います。

次に、豪雨災害についてお尋ねをいたしますが、今回の台風で記録的短時間大雨情報が次々発表されると。最近では、西日本豪雨災害、特に倉敷市の真備町の水害というのを、昭和51年に目比川の決壊による水害を経験しているわけですが、そういうことを思い起こしました。今日、1時間で100ミリ、総雨量1,000ミリを超えるという豪雨に対する想定は愛西市はあるのでしょうか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

議員おっしゃられた1時間に100ミリ、総雨量1,000ミリの豪雨の想定はいたしておりません。現在、市で配付させていただいております洪水ハザードマップでございますが、平成22年3月に当時の想定で策定されたものでございます。最新の各河川、木曾川、長良川、日光川、領内川の想定での更新がされていない状況でございますが、今後、日光川流域の見直しが新たに公表される予定をしております。ハザードマップが公表されましたら、更新する予定でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

参考にわかれば伺いますけれども、どのくらいの想定でハザードマップが策定されているのか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

現在の想定でございますが、木曾川の流域に関しましては、犬山を起点に上流、下流で分けておりますが、上流側におきましては、おおむね100年に1回発災する程度の災害、下流につきましては200年に1回、また長良川流域におきましても100年に1回程度の発災ということで24時間雨量342ミリ、日光川流域におきましては100年に1回程度の発災、24時間で342ミリ、領内川におきましては30年に1回程度、24時間277ミリということでございます。

なお、今後、いろいろ新たに発表するものに関しましては、1,000年に1回程度の発災を想定したものを発表されるということで聞いておりますので、あわせて御報告をさせていただきます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

ありがとうございます。

豪雨災害に対する市の対策はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

豪雨災害に対する対応でございますが、大雨洪水警報などが発表された場合でございます。非常配備態勢をとり、情報班、調査班などの総括部及び巡回班により情報収集に努めます。また、日光川、木曾川等の河川水位観測地点の状況を注視し、市内の状況把握を行い、今後の見通しを判断しながら、市の避難勧告等の判断、伝達マニュアルにより避難勧告、避難指示など、避難情報を市民の方に発信してまいります。

また、大規模災害時には、市から配信する避難情報により、自宅の2階への垂直避難を含め、

市の指定緊急避難場所に命を守る避難行動を促します。市では、防災訓練、市の広報、出前講座等を通じて、市民の方へ降雨時の避難行動についても啓発しているところがございます。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

身近な河川であります日光川の排水能力は、どのくらいの雨量まで耐え得るのかお尋ねいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

日光川の関係でございますが、愛知県河川整備課の見解でございますが、日光川古瀬観測地点におきましては、30年に1回程度発生すると予想される24時間雨量267ミリによる洪水を安全に流下させることを目標に整備されているということをお聞きしております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

ありがとうございます。267ミリを超えると海が危険だということですね。

次に、自主防災会のゴムボートの配備についてちょっとお尋ねをいたしますけれども、今回の豪雨災害で、7月13日の中日新聞に、「水没のまち、命のボート」という記事が載りました。倉敷市真備町地区で、会社員の野村浩史さんが自分のゴムボートで被災地を回り、残された住民約20人を救助したという記事です。愛西市では、海拔ゼロメートル地域の方からは、自主防災会にゴムボートの配備を求める声がありますが、市の考えはいかがでしょうか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

市といたしましては、各防災会での配備はしていないところがございますが、市全体として、81艇配備をしております。浸水時にはそれらを利用し、活用できるものと考えております。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

ボートについては、消防団の詰所などにあるということは聞いております。

今、自主防災会のことを取り上げたんですけど、自主防災会の補助金でボートや救命胴衣を購入することはできるのでしょうか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

現在の自主防災会育成補助金を活用して購入できる備品メニューということで、ボート、救命胴衣等もございますので、補助金を活用して各自主防災会で購入していただくことは可能と考えております。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

補助金を使って購入することが可能だということを確認させていただきました。

次に、災害時要援護者名簿の活用についてお尋ねをいたしますが、愛西市は毎年、高齢者、障害者などを対象とした名簿を作成しておりますが、その活用はどうなっているのでしょうか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

議員おっしゃられた災害時要援護者名簿というのは、避難行動要支援者名簿ということであ

ちは取り扱わせていただいておりますが、社会福祉課において作成しております。その名簿を防災安全課でも保管をしております。また、希望する自主防災会へ配付し、自主防災会で要支援者の把握を行い、避難時には地元の自主防災会で避難支援を行っていただくということになるかと思っております。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

現在、自主防災会と要援護者名簿の関係でありますけれども、どの程度、届いているというか、活用されているのかについてお尋ねいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

実績ということでございますが、平成29年度で179の自主防災会がございます。その中で、58団体が名簿を受け取っているという状況でございます。

○16番（加藤敏彦君）

3分の1が今活用されているということですが、やっぱり災害が大きくなればなるほど、そういう高齢者などの避難をどうするかというのが切実な問題になっておりますので、名簿の活用を今後どのように推進していくのかについてお尋ねいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

議員のおっしゃるとおり、重要なことと考えておりますので、平成30年度からの自主防災組織育成補助金要領に形成されました新しい自主防災会連合会の中には、避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施しておみえになられるところもございます。市としても、名簿の活用を推進するため、今後、新規で形成される自主防災会連合会にも、避難行動要支援者名簿の活用を促していきたいと考えております。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

ぜひお願いしたいと思います。

次に、避難場所の充実についての考え、また避難経路の整備と周知について、市の考えをお尋ねいたします。

○市民協働部長（奥田哲弘君）

現在、市の災害時の避難場所といたしましては、指定緊急避難場所15施設、指定緊急避難場所兼指定避難所としては47施設を指定させていただいております。今後も、民間施設を含めた緊急避難場所として協定の提携を進めることで、市民の命を守る対策を講じていきたいと考えているところでございます。また、避難経路のお話でございますが、大規模災害時には、被災状況によりまして、避難でき得る経路というのがその都度変わっていくのではないかと考えております。したがって、避難経路を特定して整備するとか、周知するというところまでは考えていないというところでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

ありがとうございます。

次に、防災無線の戸別受信機についてお尋ねいたしますが、室内受信機の整備を求める声は佐織地区では非常に強いです。日本共産党市議団は、8月6日に防災無線の室内受信機の設置

を求める請願書、1,183名の署名を添えて日永市長に提出させていただきました。6月議会では、室内受信機として防災ラジオを全世帯に整備するならば国から70%の助成があり、1億8,000万あれば可能であることが確認されました。今、防災ラジオに使われているポケベル波が大変脚光を浴びております。ポケベル波は高い出力での放送が認められております。そのため、放送設備が少なくても、広いエリアをカバーできます。岡山県高梁市では、7月の西日本豪雨で住民から避難に大変役立ったという声が届いているそうであります。戸別受信機、防災ラジオの整備を急いでほしいと考えますが、市の見解はどうでしょうか。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

従前からお答えをさせていただいているところでございますが、防災ラジオにつきましては、防災情報を得る有効な手段として認識はしてございます。現在、国は、既に導入している自治体の事例を参考にしながら、メーカーや自治体にヒアリングなどを行い、高額な整備費を軽減化する方策などを検討してみるところでございます。今後、導入経費の減少、また財政支援等の状況が整えば、市として検討すべき事業であると考えてはおります。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

防災ラジオのことなのか、戸別受信機のことなのかがありますけれども、導入経費の減少や財政支援の状況が整えば市として検討すべき事業との答弁であります。防災ラジオならばもう検討できるような段階ではないかと思うんですけれども、その具体的な中身について再度お尋ねいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

具体的な中身ということでございますが、やはりいろんな公共事業がございます。その中で、まずは国が進めている導入経費の軽減化、費用経費がまず下がるということが第一であると考えております。また、さらに来年度までと期限が定められている財政支援措置が、国の今後の方針でさらに延長され、また中身が充実していくということが検討に当たっての要件ではないかと考えております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

まだ、今の国の条件では、愛西市としては不十分だということですが、市民としては、一日も早く防災情報をいろんなルートで伝達する方法を整備していただきたいと願っております。

次に、永和荘取り壊し説明会が行われましたが、愛知県が整備を進めている防災拠点について説明会が行われましたが、その内容、また参加者の意見、要望についてお尋ねをいたします。

**○市民協働部長（奥田哲弘君）**

現在、残されている旧永和荘の取り壊し工事の地元説明会でございます。工事発注者である愛知県建設部建築局公共建築課が開催をされました。その中で、広域的な防災活動拠点の整備計画の概要、取り壊し工事の施工方法、また工期が8月中旬から翌年2月28日までになる旨の内容で地元説明会を行われたものでございます。

意見や要望ということでございますが、工事内容の中で、取り壊しに際して発生する振動、騒音がどれぐらいなのか、また家屋被害は出ないのか、搬出される土砂、瓦れきなど、多くの

廃棄物を載せた工事車両が一日中生活道路を通ることになりますので、通学路を初め地域の交通安全が心配されるため、工事中は十分気をつけてほしいなどの意見や要望があったところがございます。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

私もこの説明会に参加させていただきましたけれども、周辺の田の所有者からは、工事による沈下が考えられるという意見があり、対応してもらえるのかちょっと気になったんですけども、その点はどうかと、それからまた建てかえされる佐屋寮についても、そこで避難所を整備してほしいという意見も出たと思えますけれども、どうでしょうか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

私も、その日の記録等を見たわけですが、農地の関係の質問は確かに出ていました。県の答弁としましては、それに対する対策は今考えていないと、その事前対策ということですね、という回答であったと理解しております。また、次の跡地の関係につきましても、担当部局が今後全く違いますし、工事内容を私は承知しておりませんので、ちょっとここで答える立場にないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**○16番（加藤敏彦君）**

防災対策につきましては、2011年の東日本大震災だけでなく、ことしも豪雨災害や台風や地震という形で、市民にとっては本当に最優先でやってほしいというような状況が進んでおります。エアコンについて市長が英断されたように、防災対策についても同じように英断されて、その充実を図っていただくことを強く求めます。

次に、3項目めの勝幡駅西の丁字路の件ですけれども、踏切が一旦停止になっておりますから、すぐ一旦停止というのは難しいということはおわかりますが、今の現状で、どちらが優先かわからないので一旦停止線を設けてほしいという声がありますので、例えば徐行の表示とか、そういうものが可能なら、ぜひお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

優先道路は駅へ向かう方向ですね。議員も御存じだと思いますけれども、その一旦停止ができなければという話ですけど、徐行表示につきましては、一度、警察に相談はさせていただきますと思います。

**○16番（加藤敏彦君）**

きょうは3項目について一般質問させていただきました。本当に、愛西市が市民にとって安心して暮らせる、また福祉が充実できる、教育が充実できる、そういうまちづくりに向けて進めていただくよう強く求めて一般質問を終わります。

**○議長（鷲野聰明君）**

16番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時50分といたします。

午後2時41分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の14番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡幹雄議員。

○14番（山岡幹雄君）

本日は、通告に従い、皆様方と一緒にいろいろ災害とかの関係で、私の立場から御質問させていただきますので、よろしく御答弁のほうをお願いいたします。

まず1つ目といたしまして、防災力を高める愛西市の取り組みについて。

1つ、異常気象による災害を未然に防ぐための市の対策は。

2番目としまして、安全対策として市が重点的に取り組んでいることは何か。

大項目の2つ目としまして、福祉の取り組みについて伺います。

1つ目としまして、高齢者社会が叫ばれている昨今、何か具体的な問題点はということでございます。

(2)としまして、障害者対策に特化して市が取り組んでいることは何か。

大項目の3つ目としまして、働き方改革についてでございます。

(1)として働き方改革の一環として、現状、市が取り組んでいることは何か。

2番目としまして、2019年に施行される働き方改革関連法案に向けた市の考えは。

以上、3項目について順次質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

大阪北部を震源地とした地震と西日本豪雨で、また昨日、台風21号、また本日、北海道のほうで地震がございました。これらの方々、お亡くなりになられた方々に心から御冥福をお祈りいたしますとともに、そして被害に遭われた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

まず、防災力を高める愛西市の取り組みについてお伺いさせていただきます。

2018年1月9日に、気象庁が平成30年7月豪雨と命名している、西日本を中心に北海道や中部地方、被害が広範囲になったため、地域名を入れない形で命名となったこの豪雨により、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、死者数が200人を超える甚大な災害となった。また、全国で上水道や通信といったライフラインに被害が及んだほか、交通障害が広域的に発生している。平成に入ってから豪雨災害としては初めて死者数が100人を超え、平成最悪の水害と報道されております。

このような平成最悪の水害と報道された後、本市として、豪雨災害でゲリラ豪雨は予想も当たらず体制が難しいと思いますが、本市のゲリラ豪雨に対応した防災体制について、異常気象による災害を未然に防ぐための市はどのような体制になっているかお尋ねいたします。

全国放送のテレビが大雨特別警報だとか、命を守る行動をと報道がありましたが、この地域に大雨特別警報が発令された場合と、河川の氾濫、決壊として、この地域に避難指示が出たときの市としての対応をお伺いします。

続きまして、安全対策について、市がどのようなことを重点的に取り組んでいるかをお尋ね



いたします。

大阪府北部で6月18日に発生した大地震により、震度6弱を記録した高槻市でございました。高槻小学校でブロック塀が倒壊し、通学中の小学生の女性が死亡されました。高槻市災害対策本部によると、倒壊したのは小学校のプールの周囲を囲む高さ3.5メートルの壁のうちブロック8段で組まれた上段部分、高さ1.6メートル、約40メートルにわたって通路側に倒れました。

そこで伺います。この災害後、愛西市はどのような安全対策を取り組んだかお伺いいたします。今回の異常気象、地震災害により愛西市防災計画の見直しを行われるかどうかもお伺いいたします。

続きまして、大項目の2つ目といたして、福祉の取り組みについてお伺いさせていただきます。

資料1をよろしくお願ひいたします。

愛西市の人口でございますが、平成30年4月1日現在、人口は6万3,417人、それで下のほう、全体の合計でございますが、右側が女性、左が男性で、下のほうがゼロ歳児から4歳児、だんだんと上になれば、中心のところが一応40歳から50歳の方が多くお見えになります。それで、ちょっと見にくいんですが、60歳、70歳の方が愛西市は多く見えます。このような全体の合計で、また全体の合計、大きいやつをちょっとお願ひします。

ちょっとこれが見やすいんですが、先ほど言いましたように40代、50代の方2,000人弱、60代、70代の方も2,000人弱という形で、全体がこのようになっております。

それで、地区別にちょっと調べさせていただきました。

佐屋地区、これも同じように40代、50代、また70代、60代の方が多く見られております。

次に、佐織地区も同じような形で、佐織地区は40代、50代の方が結構多く見えて、その後60代、70代が若干このような図形になっております。

次に立田地区、これは40代、50代の方が若干少ないんですが、ずば抜けて60代、70代の人口が多くございます。

次に最後に、八開地区もやはりこのような状況で、60代、70代の方が多く見られております。

それで、最後に図面をお願ひします。

高齢者の人口でございますが、調べさせていただきました、このように平成28年度から平成30年4月1日現在の関係で、一応高齢者人口は、愛西市4月1日現在1万9,340人、高齢化率は30.4%、後期高齢者が9,513人で、後期高齢化率は15.0%、要支援・要介護認定者が2,777人で、この要支援・要介護率は14.4%、それで独居高齢者人口が2,010人で、独居高齢者率は10.4%、今後も高齢化率の上昇は必至であります。要支援・要介護者もふえ続けていく、その負担は行政にとっても、また介護家族にも大変重いものでございます。

初めに、団塊の世代が後期高齢者になる9年後、2025年の愛西市の高齢化率と後期高齢化率はどう予想されているか、また2040年について、その推計をお伺いいたします。全国では高齢者社会が叫ばれている昨今、何か具体的な問題点があるのかお尋ねいたします。

高齢化率による地域包括ケアシステムの構築と、介護保険法の改正による新しい介護予防・

日常生活支援総合事業です。地域包括ケアシステムでは、介護サービスと医療サービスが提供されていますが、3つ目の柱が生活支援・介護予防です。独居高齢者や高齢者のみの世帯がふえていく中で、地域で生活する高齢者をどう支えるかが問われています。

そこで、介護保険制度を改正して、これまでの要支援1及び2の方に対する予防給付の一部を取り込み、市による介護予防・生活支援サービスを行うことになったのが新しい総合事業です。新しい総合事業の概要と、これまでの介護予防事業との違いについて御説明をお願いいたします。

改正の大きな柱のもう一つである包括的支援事業は、改正後は地域包括支援システムの構築のために必要な事業や、認知症対策のための事業もこの枠組みの中に取り込んで大きく拡充されました。拡充されたものは、在宅医療・介護連携推進事業と認知症施策推進事業、そして生活支援体制整備事業です。

まず在宅医療・介護連携については、地域包括ケアシステムを構築し、かつ機能させるためには優先の課題と考えます愛西市の取り組みについてお伺いいたします。

次に、認知症対策について、認知症初期集中支援チームの設置と、認知症地域支援推進員の配置について、現在までの取り組みの状況をお伺いいたします。

生活支援体制整備事業で、国は、市町村に地域ごとの課題を検討する第2層協議体並びに第2層協議体を支援する第1層協議体の設置とコーディネーターの配置を求めています。生活支援体制整備事業の概要及び協議体の構成員について、また現在の協議の状況をお伺いいたします。

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業については、全ての対象者が必要なサービスを利用できるように体制の整備が必要です。また、要支援にまで至らないが、日常生活において困難を抱えた状態にある方々に対してもサービスが行われることは、特にひとり暮らしや高齢者のみの世帯の日常生活の支援となるとともに、元気な高齢者がボランティアなどとしてその担い手に加われば介護予防として効果が高まります。

この事業における訪問型サービスでは、多様なサービスとして要支援の高齢者と、要支援まで至らない、困難を抱えた高齢者に対しての家事援助やごみ出しや電球交換などのちょっとした困り事の対応などは、元気な高齢者を含むボランティアを中心にした住民主体による介護予防・生活支援の体制をつくるのが、生活圈での地域包括ケアのあり方として重要と考えております。

家事援助や生活の場面における困り事を解決するために、訪問型サービスとして有償ボランティアを含む住民主体による事業を実施する考えがないかお伺いをいたします。

あわせて事業主体として民間企業やNPO、協同組合、シルバー人材センター、社会福祉法人等の既存の社会資源による緩和した基準によるサービスが実施されれば選択の幅も広がり、またさまざまなサービスが実施できると考えますが、お考えをお伺いいたします。

車社会で公共交通機関が衰退した愛西市、自動車を運転できない高齢者は通院や日常の買い物に苦勞しております。

高齢者向けタクシー券が愛西市も導入されておりますが、チケットを増設する考えがないかお伺いをいたします。

サービスによって民間企業と協働したほうが、その企業は既に築き上げたノウハウの流通、販売網を利用してスムーズに実施できると考えます。例えば独居高齢者の見守りは民生委員の努力などで行われているが、頻繁な訪問は難しいと思われま。

そこで、民間企業との協働で定期的に見守りをを行っている自治体が既に全国で数多くありますが、市のお考えをお伺いいたします。

続きまして、障害者対策についてお伺いいたします。

近年、障害者の重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しております。私たちを取り巻く社会生活において、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められるため、第5期愛西市障害福祉計画と第1期愛西市障害児福祉計画が策定されました。本計画において共同生活援助、グループホームのニーズが高いことから、2019年度に3事業所整備とし、障害のある方が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として整備しています。

また、障害のある方が地域の中で安心して暮らせるようサービスを提供するとともに、障害のある方に対する誤解、偏見が生じないよう、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発等図ってまいりますとありますが、グループホームの整備と障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発をどのように行ったか、そして障害者対策に特化して市が取り組んでいることは何かをお尋ねいたします。

最後に大項目の3つ目としまして、働き方改革について伺います。

働き方改革とは、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに着手する改革でございます。

働き方改革を行う目的は、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する働き方改革を進めていくことで、人々のワーク・ライフ・バランスの実現、生産性の向上を図っていくことだと思います。

働き方改革という言葉が出てきたのはかなり前にさかのぼりますが、より具体的に働き出したのは2016年、平成28年8月3日に第3次安倍内閣、第2次改造内閣が発足してからでございます。このときの基本方針、閣議決定では、働き方改革を一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジと位置づけ、多様な働き方を可能とする社会を目指し、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現など、労働制度の大胆な改革を進めることとしています。

日本の労働環境は、昨今話題になっている長時間労働、正規・非正規という2つの働き方の不合理な処遇の差、子育てや介護等の両立、副業、兼業など働き方の多様化などさまざまな課題があることに加え、労働生産性の向上を阻む多くの問題が存在します。

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

時間外労働の上限規制が導入し、年次有給休暇の確実な取得が必要、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されますが、市としていろいろな事業者へ啓発され

ているか説明してください。よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問は3点、よろしくお願いいたします。答弁のほうよろしくお願いいたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

私からは、防災力を高める取り組みについて御答弁をさせていただきます。

1点目の異常気象による災害を未然に防ぐための体制ではありますが、気象警報、大雨、洪水、暴風のいずれかが発表された時点で、第1次非常配備をとり情報収集に努めます。

参集は職員メールで迅速に行います。配備の主な構成は、総括班と巡回班に分けており、総括班は情報収集や応急対応をしております。巡回班は重要水防箇所の確認や情報収集をすることが主な活動内容としております。

次に、大雨特別警報が発令された場合と、河川の氾濫、決壊、そして避難指示を出したときの市としての対応についてでございます。

気象警報等の発表、河川の水位や雨量等、あらかじめ定めた避難指示の発表基準に基づき、速やかに的確な避難指示を行います。

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表することとなっております。発表されたときは、第4次非常配備態勢をとり全職員を参集いたします。本部態勢は、総括班のほか7班の機能別班態勢をとり、本部態勢以外の職員は各部局ごとの活動をとります。

河川の氾濫や決壊した場合、市の災害対応に合わせ自衛隊などへ応援依頼を行いますが、その際は県の高度情報ネットワークシステムなど、あらゆる通信手段を使用し応援依頼をいたします。

次に、今回の異常気象、地震災害による防災計画の見直しについてでございます。

市の地域防災計画につきましては、県の地域防災計画にあわせて修正しておりますので、県の動向を見てからの対応を考えております。以上でございます。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、私からは大阪北部地震の災害後、市の安全対策の取り組みにつきまして回答させていただきます。

先ほど加藤議員の御質問でもお答えをしておりますけれども、公共施設のブロック塀など敷地内工作物につきまして、大阪北部地震後、速やかに市内公共施設の敷地内工作物の現況確認を実施いたしまして危険箇所の有無を点検しております。市内235施設を調査いたしまして、そのうちブロック塀は、小学校で5校、霊園で2園の計7施設でございました。霊園につきましては、危険性が低いという判断によりまして対応はしておりませんが、学校敷地にありますブロック塀につきましては、7月末までに撤去を完了している状況でございます。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

福祉の取り組みについて何点か御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

愛西市の2025年の高齢化率は、第7期介護保険事業計画の推計によりますと32.3%で、総人口に占める後期高齢者の割合は20.3%になる見込みでございます。

2040年の高齢化率は、国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計によりますと40.7%となっております。

問題点は、高齢化率が上昇することにより医療、介護、年金などの社会保障費の増加、少子・高齢化により高齢者を支える若者が減少することなどが考えられます。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的、効率的な支援等を可能にすることを目指すものでございます。

事業内容につきましては、介護予防・生活支援サービスと一般介護予防事業で構成されております。

これまでの介護予防事業は、高齢者全般に向けた1次予防事業と、要支援・要介護状態となる可能性のある65歳以上の方を対象とした2次予防事業で構成されており、2次予防事業で運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能の向上プログラム、閉じこもり等への対応のための通所型介護予防事業を実施しておりました。

愛西市では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年度からスタートし、従前の通所型サービス、訪問型サービスに加え、緩和した基準のサービス及び有償・無償のボランティア等により提供される住民主体型サービスを実施しております。

また、基本チェックリストによる事業対象となった方は、介護認定を受けることなく通所型サービス及び訪問型サービスを利用していただけようになりました。

次に、在宅医療・介護連携推進事業は、地域の医療、介護の資源の把握、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進など、8つの取り組みで成り立っております。

高齢者は、医療と介護の両方を必要とすることが多いため、地域における医療・介護の関係者が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護が提供できるような体制を構築することを目指しております。

現在は、在宅医療を支える地域の医療機関、歯科医院、訪問看護ステーション、介護サービス事業所などと連携を図り、対象者の支援を行っております。平成30年4月から海部圏域7市町村で海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターを共同設置し、在宅医療・介護連携推進の8事業を進めておるところでございます。

次に、認知症初期集中支援チームの設置につきましては、愛西市は七宝病院と委託契約を締結し、平成27年10月から実施しております。支援内容は、認知症が疑われる人や認知症で治療を中断している人及びその家族を家庭訪問し、早期診断、早期対応に向けた初期の支援を集中的に行い医療や介護サービスを利用して自立した生活ができるようにサポートをするものでございます。平成29年度の認知症初期集中支援チーム員による年間訪問回数は55回で、訪問支援者数は14人、相談支援のみが7人でした。

また、認知症地域支援推進員の配置でございますが、市内4地区にある地域包括支援センター職員が兼務しております。その取り組みにつきましては、認知症に関する他支援機関との調

整や、認知症の普及啓発のため認知症サポーター養成講座などの運営の協力、認知症の人やその家族等への相談支援等でございます。

次に、生活支援体制整備事業についてでございますが、医療や介護のサービス提供のみでなくNPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、支援組織などの生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする事業でございます。主な事業内容につきましては、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置を行うものでございます。

愛西市では、平成30年9月1日までに第1層生活支援コーディネーターを2名、第2層生活支援コーディネーターを立田、八開、佐織地区に1名、合計3名配置しております。

協議体につきましては、平成30年7月4日に第1層生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体を開催してございます。協議体の構成員でございますが、介護サービス事業関係者、福祉団体関係者、高齢者を支援している関係者、地域関係者、行政機関関係者、生活支援コーディネーターで合計15名でございます。協議内容といたしましては、第2層生活支援コーディネーターの配置及び第2層生活支援協議体の設置についてが主なものとなっております。第2層生活支援コーディネーターの人選や活動内容、活動時間などについて御協議をいただいたところでございます。

続きまして、家事援助や生活の場面における困り事を解決するために、訪問型サービスとして有償ボランティアを含む住民主体による事業を実施する考えがないかという御質問でございますが、平成29年度から住民主体による訪問型サービスBを実施しており、現在3団体が活動しておみえです。事業の対象者は、要介護認定による要支援者及び基本チェックリストで事業対象と判断された方でございます。要介護状態になることの予防、または要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を目的として、介護保険の訪問サービスでは提供できないごみ出し、電球交換、デイサービスへの送り出し、傾聴などのサービスを実施しております。

次に、民間企業等既存の社会資源によるさまざまなサービスが実施できるのではないかという御質問ですが、住民主体型サービスは、民間企業やNPO、協同組合、社会福祉法人等でも実施主体となることのできるものでございます。

次に、高齢者タクシーチケットについて、近隣市では助成していない市も少なくありません。また、助成事業を実施している市を見ましても、本市の配付対象者は幅広くなっていることが現状であることから、現在のところチケット枚数をふやす考えはございません。

民間企業との協働で見守りをとの御質問ですが、市の高齢者を見守るサービスとして配食サービス、乳酸菌飲料支給実施事業があり、事業を通じて対象の高齢者の方の様子を見守っています。さらに、新聞販売店、牛乳販売店、乳酸菌飲料販売店に見守り、通報の依頼を毎年行っているところでございます。また、市内の金融機関とは見守りに関する協定を締結しております。今後も民間事業者と見守りネットワークづくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、障害対策の関係でございます。

グループホーム共同生活援助の整備についてでございますが、障害のある方が身近な地域で自立した生活をするため、安心できる住まいの場となるグループホームの整備確保が重要であることから、第5期愛西市障害福祉計画において平成32年度までに、3事業所、実利用見込みで25人の増を計画に盛り込んでおります。

市といたしましては、グループホームにおける土・日の世話人の配置についての補助制度を設けており、引き続き支援を行うとともに、圏域単位で設置される地域アドバイザー等とも連携しながらグループホームの整備促進に努めてまいります。

次に、障害に対する正しい理解や知識についての地域住民の啓発でございますが、昨年度は、障害となられた方や御家族向けの福祉ガイドブックを作成、配付するとともに、市の社会福祉協議会が実施主体となりますが、市内の小学校等に出向き、車椅子の体験をしてもらう福祉実践教室を実施いたしました。

また、障害を理由とする差別の多くが、障害のある方に対する理解の不足が生じていることから「障害者差別解消法と暮らしの中の気づき」と題しまして、市民向けに講演会を開催し、多くの市民の方に参加していただきました。今年度も同様に講演会を開催し、啓発に努めてまいります。以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、3つ目の働き方改革について御答弁をさせていただきます。

啓発活動という御質問でございますが、市として各事業者にどのように啓発されるかということに対しましては、平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されることから、市としましては広報紙などで周知を考えておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○14番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

災害があった場合でございますが、いろいろ最近本当に台風も多く来、集中豪雨、またけさ方、北海道のほうで地震がございました。

愛西市であのような地震があった場合、先ほど御答弁がございましたその態勢が本当にできるかどうか、これは夜中の3時ですよ。道路が崩壊し、そういう態勢、計画どおり、これは地域防災計画にもうたっているんですが、それぞれの課、職員の方が御尽力いただいて、対策本部を立ち上げやられると思うんですが、いろんな地域から採用されてみえると思うんですけど、実際最近こういう災害が多いものですから、そういう職員採用でも、なるべく近隣とか、すぐ来られるような体制づくり、あと避難所も、誰がどこの避難所でやるか。

前、北朝鮮のミサイルが飛んでくるということで、Jアラートか、ちょっと名前を忘れてましたけど、飛んできますということでサイレンが鳴り、そこで高い建物のところに避難してくださいと言ったら、ある市役所、警備員が見えて、8時半前はここには避難はできませんと。その庁舎の玄関で待ってあったということがございます。

そういうことから、やはりそういう今、御説明あった、いろいろ職員の方には実際御苦労があると思うんですが、万が一災害があったらよろしく願いいたします。

また、高齢者社会につきましても、いろいろと今現在御説明がありましたように、高齢者向けのいろいろ事業をやってみえます。これはいい事業だなあと思います。

また、障害者にしても、高齢者の御家族から御相談がございまして、やはりグループホームが入れないということでございます。先ほど御説明がありましたように、2020年東京オリンピックがあるころには数名の方が入居できるんじゃないかということですが、やはり障害者の方も高齢者の両親が多いということで、そういう形で一層早く整備をよろしく願いいたします。それで、再質問に入らせていただきます。

西日本を中心に大きな被害が出て、豪雨災害で判明している死者のうち、報道機関7月12日時点のまとめでございますが、年齢や死亡した状況が明らかになっている141人、この当時について調べたところ、141人のうち60歳以上が100人で7割を超えたと。災害弱者とされる高齢者が多く犠牲になっている実態が浮き彫りになりました。

愛西市の高齢者に対する災害の対応はどのようになっているかお尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

社会福祉課が、高齢者などが記載された避難行動要支援者名簿を作成しております。要望のあった自主防災会へ写しをお渡しし、訓練や有事の際に活用していただくようお願いをしているところでございます。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

そういう名簿があるということであればお互いに共有して利用していただいて、先ほど西日本大豪雨のときに、関市の関係の方とお話しさせていただきました。

地域の方がそういう災害弱者、要支援者、地域でそういう方がお見えになることは皆さん御存じだそうです。いち早くその方を避難させ被害に遭われなかったということでございますので、名簿はありますけど、その方がどこに住んでみえるか、たしか長野県かどこかで地震があったときも、消防団の方が誰々の家で誰がここに寝てみえるということで、実際そういうのも把握しておりました。これ個人情報でいろいろ問題もあるかわかりませんが、やはりそういう名簿があるということであればまた9月、10月でしたっけ、自主防の訓練があると思いますので、そのように共有してよろしく願います。

また、避難所の関係では、先日西日本豪雨のときもそうですが、これだけ7月の上旬に雨が降って1カ月半、雨天、もう天気がすごいということで、皆さん御存じのように熱中症対策とか、それで避難所で、要するに簡易式のエアコンが今回僕は必要かなあと思うんですけど、その辺のお考えはあるかどうかお尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

状況によりクーラーのない体育館を避難所として開設する必要がある場合もあると思います。そういった場合には、開設後にスポットクーラーを設置するなどして対応していきたいと考えております。以上です。

#### ○14番（山岡幹雄君）

随時、やはりこれだけ40度、30度前後、昔我々のときは三十二、三度ぐらいかなあというこ



とで、やはり周りの環境が相当変わってきております。

うちもエアコンがあるんですが、やはりエアコンをつけると外気温が上がり、また道路も舗装してありますので、やはりその熱がそのまま翌日、翌その晩にもその熱でだんだんと高温になるんじゃないかということで報道のほうでもございます。

それで次に災害の関係で、私以前、塀の関係で一般質問をさせていただきました。名古屋市とか知多市で、たしか平成25年のころに一般質問をさせていただきました、耐震用補強制度の紹介をさせていただきました。ブロックが地震の折にそういう災害に遭ったり、これなぜ今のああいうブロックになったかということ、皆さん御存じかどうかわかりませんが伊勢湾台風、高潮でばあっとうちのほうにも来ました。それからこのブロックがはやったわけです。その当時、ブロックを積んでその土がこうへんよという形で、各家庭でそのブロックがはやったんです。ある時期から構築物ということで、そこに鉄筋を入れなさいと。ですからその昭和30年、40年、その当時、囲いとして安く値打ちにできるということであるわけです。そのときの事情によってブロックが今あるわけですが、実際、時代時代によってやはりそういう文化が違ってきますので、そういう形で私は質問させていただきましたが、その当時どんなように協議されたか、ちょっとお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

確かに、平成25年9月議会で議員から御紹介をいただきました。

ブロック塀等の維持管理は、当時、原則所有者と考えていたことから補助制度の創設には至っておりません。

しかしながら今回、大阪北部地震におきまして、ブロックの倒壊において通行人の被害が発生したということにより、本市においても、ブロック塀等の倒壊事故を未然に防止できるようにブロック塀撤去費補助金制度の創設を準備しているところでございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

その当時は当時で、失礼な言い方をさせていただくんですが、愛西市にそういう被害がなかったでよかったなあと。

ただ、先日の20号の台風、いろんな形でいろんなものが飛ぶ、私もちょっと調べさせていただきました質問ではございませんが、看板、愛知県に聞きましたら、一応申請をしてもらわなアカんと、建てるのに。実際、高さ何メートル云々で、これもきょうび、きのうもちょっと周りの私の関係も後援会の看板が飛んでおるかどうかというのを見ていたら、あらゆる看板が飛んでおるわけですね。だからこれがまた何かの形で飛んで、被害が遭うかどうかわかりませんが、その辺の調査もよろしく願いいたします。

次に、2025年問題について、団塊世代の全ての後期高齢者の方々が2025年になるというふうには報道されております。高齢化が一層進み、これに伴いひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者などの支援を必要とする高齢者も大幅に増加することが予想されます。2025年、2040年、先ほど表を見ていただきましたが、50歳、40歳の方が22年たつと後期高齢とか高齢者になるはずで、それが2040年です。先ほど見てきましたように、若い方が結構下のほうへ行

くほど少ないと。こんなような形でこの2025年、2040年の60歳以上の世帯が高齢者ひとり暮らしの世帯を見込んでおりますが、これに伴う社会保障ですね、いろいろあります。

2番をお願いします。

国は社会保障、2018年には121兆円、2025年には140兆円、また2040年には180ということで190兆円、これ社会保障ですので子ども・子育てとか、介護とかいろいろあるわけですが、国はこういうふうに予算計画というか、これだけあるよということで見通しを立てております。

それで、市にこういう試算を考えているかどうか、またこれに対する対策があれば御説明をよろしくお願いいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それではお答えさせていただきます。

世帯数というのは把握しておりません。

第7期介護保険事業計画におきまして2025年の65歳以上の人数は1万8,915人と推計しております。

愛西市におきましては、2019年の1万9,431人をピークに減少してくると推計しております。

社会保障費につきましては、介護保険は給付費ということでお答えさせていただきますが、推計になります。2025年には61億7,275万円となっております。なお、高齢者の1人当たり世帯数、2040年時点での給付費については推計いたしておりません。

#### ○14番（山岡幹雄君）

ちょっと市長にお尋ねしたいんですけど、最初の御答弁にもございましたように、社会保障費の愛西市の高齢者に対する問題点について社会保障費が増加すると。

また、高齢者を支える若い方が少なくなるっていくということで、市長のちょっと御答弁を具体的に、市長は支えられる身だと思います、若いんですから。済みませんが答弁よろしくお願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

何を具体的に御答弁するかちょっと今の質問だと迷うんですけども、やはり今後少子・高齢化が進むということは、愛西市のみならず全国の問題となっております。

愛西市といたしましては、全ての方々が健やかで生きがいを持って生活をしていただけるようなまちづくりを進めていかなければならないというふうに思っております。

また、少子化、高齢化対策につきましては、やはり愛西市の現状といたしまして、法律規制等でなかなかうまく我々が考えている事業が進まないという点多々ありますので、こういった部分につきましては、しっかり国・県におきまして愛西市の事情を理解していただいて、できる限り我々の施策をともに進めていただけるよう要望活動をしていきたいというふうに思っております。

特に少子化につきましては、本当に先ほども申し上げましたが、国が抱えている大きな問題ということでございますし、国もやはり少子化対策に取り組んでいかなければならないということでおられますので、そういったものをやはり実のある施策につなげていただきたいという

ふうに思っております。

あと高齢化につきましても、やはり介護給付等も今後年々増大をしていくということで、国におきましては介護保険等の見直しをされ、我々地方自治体が担うべき責任は大きくなっていくということですが、なかなかそのあたりを我々地方自治体だけで支え切れるかということに、私どもといたしましても非常に大きな不安を感じているわけでございます。

しかしながらこれはやっていかなければなりませんので、市民の皆様方とともに一緒になってよりよい方向に導けるよう努力していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

突然市長に振りまして済みません。通告もなくして、これからもよろしく願いいたします。

それで、次回また質問する、次回というか、とりあえずするんですが、やはり愛西市、農地がたくさんあります。

私も議員になってから、いろいろ企業がこちらに来たいと言っても、やはり調整区域、そこに開発するということは到底できません。それをやはり人口をふやすというのはやっぱりいろんな形でやっていただく、それか農業を活性させるなら活性させる、人を呼び込むやっぱり農業を進めるなり、いろいろ御尽力をしていただくようによろしく願いいたします。

次に、障害者対策でございますが、ちょっと表をお願いいたします。

皆さん御存じのように、官公庁のほうで障害者手帳の関係で水増し、ちょっと見にくいんですが、何千人という形で手帳がないという形で報告があったということですが、これは働き方改革についてでも一緒なんですけど、このように今話題になっている障害者雇用について、市としての障害者雇用はどのように確認しているかちょっとお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

市の障害者雇用についてでございます。

障害者雇用につきましては、ガイドラインに基づきまして職員本人への聞き取り及び障害者手帳の障害の程度など、内容確認を行っております。

また、現在の実雇用率につきましては、法定雇用率2.5%に対しまして3.81%となっております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

今の御答弁で愛西市は水増しはないと、それははっきり言われたということで、ないようによろしくお願いします。

それで、実際、障害者、うちの近く佐織地区に養護学校がございます。あちらのほうで、卒業されますと卒業おめでとうでございます。これはある方からお聞きしました。やはり保護者の方は何もおめでとうではないと。なぜだと言うと、この先がもう仕事先もないし、どこへ行きゃあいんだと。やはりそういう障害者の方が多く見えますので、そういう対策もよろしく願いします。

最後になりますが、働き方改革で一億総活躍社会の実現に向けて、働き方がそれぞれの事情

に応じた多様な働き方を選択できるよう社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため公正な待遇の確保のため、措置を進めてみえるということで、ちょっと資料をお願いします。

来年の4月1日以降いろいろ施行されて、これまた違うんですが、残業したらある市は、その残業した分、翌日2時間、3時間早く帰っていいよとか、いろいろな対策を進められております。

それで、これ愛西市の商工会がアンケートを先日とられてみえます。それで実際、愛西市の企業もそういう形で、市のほうも啓発して、先ほど伺ったんですが、いろいろな対策をお願いしたいと思います。

なぜこの表を、私以前、愛西市の職員の働き方改革で話をしたんですけど、モチベーションがやはりほかの市と違って、等級が7等級、ほかの市だと8等級、9等級があります。3年ほど前に一般質問しましたら、そのときの部長がやりますと言ってまだいまだに実施されておられません。その市の職員の方のモチベーションを高めるためにも、やはりその辺のことを市長、よろしく願って、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鷺野聡明君）

14番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は4時といたします。

午後3時48分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（鷺野聡明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位6番の2番・石崎誠子議員の質問を許します。

石崎誠子議員。

○2番（石崎誠子君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、地域コミュニティーと防災について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、この2点を大項目に選んだ思いを述べさせていただきたいと存じます。

私は、これまでウェディングプランナーとして、新たに家庭を築いていく御新郎、御新婦様と、結婚式という人生の節目となる一日をどう迎えるかをともに考え、お二人のお気持ちに寄り添い、時には壮絶な場面にも立ち会いながら挙式当日を迎えました。最高の結婚式には、祝福の気持ちから生まれる連帯感ときずな、大切な人たちがそばにいるという安心感が必要であると実感いたしました。

私の見解ではございますが、コミュニティー活動、防災、結婚式、全てに共通して必要なものは共助と安心感であると思います。

地域全体をきずなで結べないかという思い、地域で集まり繰り返し訓練していく中で、突然の災害に対しても互助精神が発揮できるのではないかという思い、支えてくれる人がいる、そう思える安心感、そのような思いに目を向けました。今回、一番身近なコミュニティー活動と

防災について、自分自身の経験を生かせるものはないかという目線で質問とさせていただきます。

先ほども防災についての質問がありました。重複する点があるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

では、大項目1. 地域コミュニティの現状、また将来に向けての展望についてでございます。

地方分権一括法は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の通称であります。

地方分権を推進するために地方自治法など475件の法律について、必要な改正を行うことを定めており、平成9年7月に成立し、平成12年4月から施行されました。この地方分権一括法の施行により、各自治体はみずからの責任のみずから決定し、まちづくりをしなければならなくなりました。新しい公共という理念のもと、今までは官、ひいては国が支えてきた教育、防犯や防災、医療や福祉などの公共サービスを地域住民や民間企業などが積極的に参加し、社会全体で支援していくこととなりました。そのため、これからの地方行政は職員の方々が全ての作業を請け負うことが難しくなり、今後、住民主体のコミュニティが自治の担い手として、ますます住民の協力が不可欠かつ重要になってくると言われております。

4月から第2次総合計画に基づき協働によるまちづくり、持続可能なまちづくり、きずなを大切にすまちづくりの3つを基本理念として掲げ、新しいまちづくりがスタートしております。

総合計画における将来都市像を実現するための分野別目標として、7つの基本目標が定められています。その中の基本目標1. 良好な環境を未来につなげるまちづくりの施策として、地域コミュニティの組織力強化が上げられています。

小項目1として2点お尋ねいたします。

1点目は、現在、コミュニティ推進協議会全体ではどのような活動が行われておりますか。2点目は、地区のコミュニティ推進協議会に対して、市はどのような支援をされておりますか。

小項目2として1点お尋ねいたします。

市内でのコミュニティ推進協議会の充足率についてです。

コミュニティ推進協議会は小学校区に1つが基本だと、過去の一般質問の御答弁で述べておられました。佐織地区のようにコミュニティと小学校区の境が変則的になっているところもあると思いますが、小学校区に対して協議会は幾つありますか。

小項目3として1点お尋ねいたします。

コミュニティセンターの運営に係る指定管理料でございますが、地区によって金額が異なるが、どのようになっているのかという市民の方からの問い合わせがありました。この指定管理料の設定は、施設利用料の総額と関連があるのか、また施設の大きさ、該当エリアの人口などを考慮し算定されているのか、それとも全く別の算定方法ですか。

続きまして大項目2. 市民の不安解消に寄り添った防災についてでございます。

この夏の日本列島は、全国各地で気温が40度以上を記録するなど、猛暑と豪雨や雷雨に見舞われ、さらには地震も発生いたしました。7月には、西日本豪雨による浸水被害、直近でも台風による風水害もございました。被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げます。

このような状況から、この先どのような災害が来るのか、海拔ゼロメートル以下の一部地域では、豪雨により水害が発生するのではないかと、不安な中で生活を営んでおられる方々もいらっしゃると思います。

小項目1として、万が一の災害に備え、受け入れ体制についてお尋ねいたします。

現在、市の指定避難所及び避難場所は地区ごとに幾つあるのか。そして、主に台風時における指定避難所はどのタイミングで開設されるのか。また、災害時における備蓄物資はどのような方法で運搬されますか。

小項目2について、2点お尋ねいたします。

防災への関心が高まる今、市や各地区の自主防災会が防災訓練への参加を呼びかけておられます。基本目標2. みんなでつくる安心安全なまちづくりの取り組みの一つに、防災意識の高揚がございます。去る8月26日に市江地区で行われた愛西市総合防災訓練に参加させていただきました。日曜日の開催でしたが、家族連れや若年層の参加が少ないように思いました。

そこで1点目は、参加者は何名ぐらいでしたか。

2点目は、参加者増加につながる呼びかけや訓練内容の工夫はどのようにされましたか。

以上で総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

それではまず、1項目めのコミュニティに関しての御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の活動内容と支援についてでございますが、それぞれの地区で特色を生かした活動が行われております。地域の方の活動や作品を発表する文化祭、また地域を盛り上げる夏祭りの開催、また清掃活動にも取り組まれておられます。また防災訓練、料理教室、ウォーキング大会なども行われているところでございます。

市といたしましては、これらのコミュニティ活動に対して事業費の補助を行っております。

次に2点目の小学校区単位での設置状況でございます。

12の小学校区のうち、8つの小学校区に協議会が設置をされております。なお、市全体では9つの協議会があり、1つの小学校区に2つ存在するところや、小学校区の一部のみ存在するところがございます。

続きまして、3点目の指定管理料についてであります。

コミュニティ施設の管理運営経費から利用料収入額を差し引いたものが指定管理料としてございます。

続きまして、2項目めの防災に関して御答弁をさせていただきます。

1点目の避難場所に関してであります。市で指定している指定緊急避難場所は62カ所あり、地区ごとでは、佐屋地区23カ所、立田地区12カ所、八開地区6カ所、佐織地区19カ所、市外2

カ所でございます。指定避難場所につきましては47カ所あり、地区ごとでは佐屋地区18カ所、立田地区8カ所、八開地区5カ所、佐織地区16カ所でございます。

次に、台風時における指定避難所の開設のタイミングということでございますが、台風で気象警報が発表されたからといって直ちに避難所を開設するわけではございません。台風の規模や進路等で判断し、必要と認めた場合には自主避難者受け入れ施設を開設し、自主避難者の受け入れを行います。

次に、災害時における避難所への備蓄物資の運搬につきましては、職員や消防団で対応をいたします。大規模災害となりますと職員や消防団だけでは対応できませんので、災害時の緊急物資運送応援協定を締結している物流会社に、優先的に物資を運搬していただく計画でございます。

2点目の防災訓練に関する御質問でございます。

8月26日に実施した愛西市総合防災訓練における訓練参加者は、市江小学校が176名、西保地区防災コミュニティセンターで59名、市江コミュニティセンターで72名、合計307名の方が訓練に参加をされました。

参加者増加につながる取り組みということでございますが、市の広報やホームページ、また市民防災メールで、防災訓練の日時や場所を事前にお知らせをしているところでございます。

また、訓練に参加されたい方は誰でも自由に参加していただける体制もとっております。

訓練の内容につきましても、小・中学生が興味を持つ内容のブースを設けて親子で参加していただけるように取り組んでいるところでございます。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

それでは順次再質問させていただきます。

初めに、大項目1からお尋ねいたします。

コミュニティー推進協議会では、各地区が特色ある活動をなされていることを先ほどお聞きしました。ぜひ協議会同士で共有を図る機会を設けていただけたらと思います。

その活動の一方で、総合計画の中で地域コミュニティーの組織力強化の現状、課題として、コミュニティー活動への参加意識の希薄化や組織運営の担い手不足などの問題もあると記されております。この問題解決のためには何が必要だと思われませんか。

## ○市民協働部長（奥田哲弘君）

コミュニティー活動への参加意識の希薄化に対する対策としましては、活動に参加する意義や活動のPRをすることが考えられます。

組織運営の担い手不足につきましては、現在、役員が1年で交代している組織が多うございますので、組織の運営方針で不安感や負担感が大きいと思われれます。地域活動への関心を深める仕組みや、役員を支える体制づくりが必要であると考えております。

今後、活発に活動が行われている先進地の事例研究や、既存の各コミュニティー推進協議会の理解を得ながら、市全体のコミュニティー連絡協議会を年内に組織化することを目指し、そ

それぞれのコミュニティー同士の情報交換などを行い、地域課題を皆さんとともに解決できる仕組みを考えていきたいと思っております。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

御答弁の中に、地域活動への関心を深める仕組みや、役員を支える体制づくりが必要であると申されました。私もそのとおりだと思います。現在の活動を継続させながら、今後においては、課題解決や改善していかなければならないことを地域住民で話し合えるような協議会であってほしいと願います。

先ほどお聞かせいただきましたが、協議会設置は市内全域をカバーするまでには至っていないということでございました。

過去の議会議事録の中で、市側の御答弁で次のようことを述べておられました。1から10まで市民の方が全てを補えばいいわけだが、行政側としては、法的なこと、助言的なこと、また会計的な助言などのサポートをする役割がある。あくまで運営は、地域で住民みずからがされるのが理想であるということでございました。

そこでお尋ねいたします。

平成26年の一般質問で、まちづくりの基本的な考え方の一つとして、地域と行政がともに支え合って進めていくことが重要ではないか。そういった中で、コミュニティーというものがやはり大きな役割を果たすのではないか。コミュニティー推進協議会については、小学校区に1つずつというのが基本的な方向性であり、まだ立ち上げられていないところに職員が出向き、立ち上げのお手伝いができないか検討しているところだと御答弁されておられました。

その当時から4年が過ぎ、いまだコミュニティー推進協議会が立ち上げられていないエリアがございます。これまでその未設置地域に対してどのようなサポートをされてこられたのか、また今後どのようにしていかれるのですか。

## ○市民協働部長（奥田哲弘君）

未設置の地域に対してでございますが、過去に総代表などとお話をしておりますが、役員のなり手や、活動などによる課題がなかなかありまして設置に至っていない状況でございます。組織化するためには、その核となる地域のリーダーの発掘や育成が重要な課題と捉えておりますので、今後も活動支援を行っていきたいと考えています。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

この4年間、地域住民のお気持ちを尊重しつつ立ち上げのために御尽力いただいたことがわかりました。

第2次総合計画では、地域コミュニティーの組織力強化の目指すべき姿としてコミュニティーにおける活動支援や活動しやすい環境づくりが行われ、地域の連帯感や自治意識が高まり、さまざまな地域コミュニティー組織が活躍していると示されております。地域の行事や活動に参加したくても仕事、家事、育児で忙しい子育て世帯などもあり、それぞれボランティアの



方々のお力添えにより運営されている地区もございます。

少子・高齢化の時代を迎え、現在のコミュニティー推進協議会をさらに活性化させるには、コミュニティーの基礎となる自治会や町内会への参加促進及び担い手育成の強化が必要であり、将来愛西市を支える世代に向けて発信していくことが重要であると痛感しています。

コミュニティー推進協議会未設置地域へのさらなる働きかけと各地区の活動の手助けを継続していただけるよう心からお願いいたします。

続きまして、大項目2について順次再質問をさせていただきます。

防災訓練参加者増加については、日ごろから職員の方も参加促進のための取り組みをされておられますが、訓練内容や参加者増加のための取り組みをNPOや民間企業と協力して行われていることはありませんか。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

民間企業と協力しての訓練実施につきましてですが、とても重要なことと捉えているところでございます。既に実施はしているところであります。今まで御協力いただいた具体的な企業名といたしましては、大塚製薬株式会社様、タケショウ株式会社様、NTTドコモ中部支社様、株式会社コモ様初め数多くの公益団体にも参加をしていただき、協力して訓練を実施しているところでございます。

今後におきましても、市民に積極的に参加していただける防災訓練を目指していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

いろいろな民間企業などと協力しての訓練は非常にすばらしい取り組みだと思います。

参加者増加のためにも、多くの市民の方々にこのようなすばらしい活動内容を広く知っていただくことも今後さらに必要ではないかと感じました。

訓練は、いざというときのために繰り返し行うことが必要で、その備えが不安解消にもつながると、以前、消防関係者の方から伺いました。

本市においても、工夫が施された実践的な訓練が行われておりますが、もっと強力で幅広い世代に訴えかけ印象づけることができ、SNSで話題に上がるようなイベント性も必要ではないかと感じました。

話題性を持って、防災をもっと身近に、もっと楽しくというコンセプトのもと、地域の防災訓練プログラムとおもちゃ交換会を組み合わせた防災イベントを行っているNPOがございませう。子供たちが遊びの延長で防災の知識を身につけられる活動をされており、平成17年にスタートし、今ではさまざまな企業や団体と協力し、全国各地でこのイベントが開催されています。

来る9月30日には、豊川市でもこのイベントを開催されるようです。

また、姫路市では、地域の消防防災の取り組みとして、災害を想定した競技やゲームを運動会形式で行う「まもりんピック姫路」が、平成20年から開催されております。この大会の競技には、担架作成・搬送ゲーム、防災クイズなどの種目があり、チームの一員として競技に参加

することで地域防災に必須な連帯感が強まり、地域コミュニティの活性化が図られているようでございます。

そして過去に、横浜市のNPOが「参加したくなる防災訓練」と称して、防災訓練のアイデアを募集され、婚活みたいな防災訓練を初めとしたさまざまなアイデアが募集されていました。

このように市民の方からアイデアを募り、新しい発想を取り入れて防災訓練を行えば興味を持ち、さらに参加意欲が高まるのではないかという思いを私は抱いております。ぜひとも御検討いただきますようお願いいたします。

続きまして、避難所の関連で1点お尋ねいたします。

物資運搬の御答弁につきましては、職員方や消防団で連携し対応していただいております、また大規模な災害になりますと運送会社の方々にも御協力いただけることがわかり安心いたしました。

先ほど指定避難所が全部で47カ所あるとお伺いいたしましたが、実際にはどれだけの避難所が開設されますか。

#### ○市民協働部長（奥田哲弘君）

災害時に開設する避難所につきましては、災害の種類、大きさ、範囲によって異なって開設をいたしますので、一概に何カ所とは申し上げられませんので、その辺御理解お願いしたいと思います。

#### ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

どの避難所が開設されたのかは、市民防災メールや同報系防災行政無線などを通じて市民に周知されます。今後も、施設の定期的なメンテナンスの実施により安全な避難所として利用でき、過ごしやすい環境整備に努めていただきたいと思います。

そこで、大項目2の関連で申し述べたいことがございます。

愛西市では、海拔ゼロメートル以下のところに位置している地域、また標高の高い地域があり、同じ市内でありながら地域間で標高差が生じております。特に日光川と善太川の近くで生活をされている地域の人々は、冒頭にも申し上げましたが、豪雨などにより水害が発生するのではないかと不安を感じている方が多くいらっしゃいます。

今は、日光川にも数カ所排水機場が設置されておりますが、万が一日光川の堤防が決壊するなどの水害に見舞われたときは、近隣の商業施設や学校などの2階以上に避難する。また垂直避難として、自宅の2階に駆け上がり身を守らなければなりません。

身近な高台として、3メートルの盛り土をした県所有の防災活動拠点が永和荘跡地に建設予定となっております。避難所として利用することはできませんが、避難場所として利用することはできるようでございます。地域にこのような場所があるということは安心感につながりますので、2022年度、4年後の供用開始が待たれるところでございます。

地域住民の方々には、直近の水害に対して、周辺に高台がないのでどこに避難したらいいの不安な気持ちを訴えておられます。それぞれの地域でそれぞれの課題があるかと思っております。

安心して避難できる場所や、施設を求めておられる市民への不安解消策として新たに避難所施設を建設していただくことは、今後において難しいと承知しておりますが、特に海拔ゼロメートル地域に居住されている方々にとって安心できる対策を講じていただくよう強く要望いたします。

いずれにしましても、全国各地で災害が発生しているにもかかわらず、幸いにもこの地域では伊勢湾台風以来大きな被害はありません。しかし、今も災害で避難所生活を送られている方々のことも思わずにはられません。

また、職員の皆さんも台風接近の折に市役所で待機し、市内を巡回するなど、それぞれが活動されておられます。市民の安全を守っていただいていることに心から感謝いたします。

今後30年以内に南海トラフ地震があると報道されております。本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域及び東海地震の地震防災対策強化地域に指定されており、発生が予想される巨大地震への対応も不可欠になっています。

大規模災害の発生時には、自助、共助がまずは必要であり、各自が平常時から備えることと、地域に応じた防災力の向上を図り、災害に強いコミュニティを形成していかなければならないと思います。住民がみずからを守り、互いに助け合うことが防災力の強化となり、ひいてはコミュニティ活動の発展にもつながるかと思えます。

現在、防災安全課の職員の方々の御尽力で防災力向上委員会が立ち上げられ自主防災会、コミュニティ推進協議会、民生児童委員、老人クラブ、婦人会、子ども会、消防団など計45名の組織として、ともに防災学習と防災訓練を実施されている地区もございます。このような取り組みが広がって、愛西市が安全で安心して暮らせるまちにするためには、市民お一人お一人の力がさらに必要だと思えます。

最後に、安全・安心なまちづくりとして、災害に不安を抱く市民へのメッセージと、将来に向けた防災に対する御見解を市長にお尋ねし、私の質問を終わります。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは私から、石崎議員の防災に対する御答弁をさせていただきます。

まず最初に、先日の台風21号によりまして被害に遭われました皆様方、そして愛西市を初め多くの、多くの被災された地域の方々の一日でも早く復旧、復興がなされることを心よりお祈りを申し上げますとともに、昨日の北海道の地震におきましても、本当に大変な地震であるというふうに認識をしておりますので、我々愛西市といたしましても、応援協定、応援につきましては、適切に対応していきたいというふうに思っております。

愛西市の防災に対しましては、先ほど申し上げましたが、台風21号の状況を見てみますと、事前の備えの大切さを私自身も実感をいたしましたし、市民の皆様方も改めて感じられたというふうに思っております。

特に愛西市を初めこの地域におきましては、先ほど議員からもお話がございましたが、海拔ゼロメートル以下の地域でございまして、水害に対する意識は非常に高いというふうに思っております。

しかしながら、今回の台風21号もそうだったんですけども、台風21号につきましては風害、この風に対する被害が非常に大きかったというふうに認識をしております。やはりこういったことを考えますと、災害は想定、予想を超えたことが常日ごろ起こるということでございますので、やはり我々はみずからの命を守るために備えをして、家族の備え、地域の備え、この重要性を新ためて意識向上につなげていきたいというふうに思っております。

我々行政はもとより、先ほど議員からもお話がございました消防団を初めとする団体、そして住民の皆様方と常日ごろの訓練を初めさまざまな機会を捉えまして、皆様方に御参加をいただきまして、防災に強い地域づくりを進めていきたいというふうに思っております。

特に、もしも災害が発生いたしましたときには、地域を超えた避難をしていただかなければならないということでございますので、我々市といたしましても、広域避難につきましても現在取り組みを進めさせていただいておりますので、市民の皆様方におかれましてもそういった意識を十分に持っていただきまして、安全なところに避難をしていただくという認識を持っていただきたいというふうに思います。

さまざまな機会を捉えまして市民の皆様方と、繰り返しになりますが、防災意識の高揚を努めていながら、市民の皆様方の安全・安心のために進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○2番（石崎誠子君）

ありがとうございました。

○議長（鷲野聡明君）

2番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷲野聡明君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、7日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時33分 散会